

国際シンポジウム講演録

「裁判員制度と検察審査会強制起訴制度の 10年—国際的視点を交えて」

共 催 白鷗大学法学部・法政策研究所

開催日 2019年5月18日

2009年5月21日、わが国の刑事司法制度において重要な二つの市民参加制度が施行された。一つは裁判員制度、もう一つは検察審査会による強制起訴制度である。そこでその開始から10年が経過した2019年に、この二つの制度を様々な角度から再検討し、展望について議論することを目指し、白鷗大学法学部・法政策研究所の共催で、2019年5月18日、国際シンポジウム「裁判員制度と検察審査会強制起訴制度の10年—国際的視点を交えて」(於白鷗大学本キャンパス白鷗国際ホール)が開催された。登壇者は次のとおりである。

報告者

四宮 啓 (國學院大学法学部教授・弁護士)

「裁判員制度施行10年—その成果と課題」

平山 真理 (白鷗大学法学部教授)

「裁判員制度と性犯罪事件：なぜ、どのように厳罰化となったと考えられるか」

飯 考行 (専修大学法学部教授)

「存在感を高める裁判員経験者たち—関係団体を通じた草の根活動」

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

(Dimitri Vanoverbeke)

(ルーヴェン・カトリック大学人文学部教授)

「変動する社会における市民の司法への信頼：

ベルギーから見た裁判員制度10年の歩み」

平山 真理 (白鷗大学法学部教授)

「検察審査会の強制起訴制度概略」

ディヴィッド T. ジョンソン

(David T. Johnson)

(ハワイ大学社会学部教授)

「検察審査会制度の改正について」

コメンテーター

ダニエル H. フット (Daniel H. Foote)

(東京大学大学院法学政治学研究所教授)

「研究者の立場からのコメント」

西村 健 (大阪弁護士会弁護士)

「実務家の立場からのコメント」

以下、当日のシンポジウムの様子について、講演録という形でまとめる。「ディスカッション」については、フロアからの質問者は匿名とし、また、質問内容も概要をまとめる形で記載することをご了承いただきたい。なお、講演録中「資料集」とあるのは、各報告者が事前に提出した報告原稿を「資料集 裁判員制度と検察審査会強制起訴制度の10年—国際的視点を交えて」として参加者に配布したものを指す。

(白鷗大学法学部教授 平山 真理)

清水 白鷗大学法学部長の清水正義でございます。本日はお忙しいところおいでくださいませまして本当にありがとうございます。白鷗大学法学部は北関東で唯一の法学部といたしまして、法政策研究所と協力し合いながら学会、あるいは学術講演会、シンポジウム等、毎年開催しております、わが国の法学の発展に寄与するとともに、地域社会の皆さまの関心にお応えをするという活動しております。本日「裁判員制度と検察審査会強制起訴制度の10年」と題しまして、司法制度に造詣の深い多くの先生方においでいただきましてシンポジウムを開くことになりました。わざわざ小山までおいでいただきましてと、いつもは言うところですけども、今年は海外からの先生方もお招きしております、わざわざ日本までお越しいただきましてと、訂正してお礼を申し上げようと思います。それから土曜日の午後の、本来、ゆったりとした時間でありまして、白鷗ホールに足を運んでいただきました会場の参加者の皆さん、白鷗大学の学生の皆さんにもお礼を申し上げます。

裁判員裁判を巡っては、様々な問題点が指摘されておりますので、ここでも多様な論点が出されようかと思えます。実はこのシンポジウムで登壇される先生方には、昨日、この小山に既に来ていただきまして、少し打ち合わせをした後、近くのレストランで夕食会を開きました。そのときに既にディスカッションは始まっておりました。後で登壇されるデイヴィッド・ジョンソン先生がそこにいらっしゃいますが、日本の司法制度の課題は何なのか。あなたはどうかお考えなのでしょうか？先生はどうですか。あなたはどうかなのですか、という感じでお聞きになっていらして、既に昨晚からバトルは始まっているというふうに思っております。この熱っぽい有意義な議論が、本日、この場でも再現されるのではないかと期待をしております。

簡単でありますけれども、開催校としての

あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

平山 清水学部長、ありがとうございます。それでは最初に、本日の国際シンポジウムの趣旨を少し説明させていただきます。いろいろと報道等がされておりますが、裁判員制度施行後10年、つまりこの制度はもうすぐ10歳を迎えるわけです。ところで裁判員制度が始まって10年というのはよく報道されたりするのですけれども、同じく10歳になる検察審査会による強制起訴制度についても一緒に考えながら、市民参加が刑事司法制度においてどのような重要な役割を果たすのかを議論しようというのが今回のシンポジウムの一つの趣旨でもあります。それから国際的な視点を取り入れようということで、アメリカ、ベルギー、様々な他の国の観点から日本の司法制度を見たときに、どのような課題が見えるのか、そういうことも議論してみたいと思います。

今回のシンポジウムは、公益財団法人社会科学国際交流江草基金から国際研究集会助成を受けて開催することができました。それとともに白鷗大学法学部、法政策研究所、それから大学の職員の皆さまに、大変、ご協力とご支援をいただきまして、本日開催することができたことをあらためてお礼申し上げます。

それでは1番目の講演者である四宮先生、よろしく願いいたします。

四宮 啓

「裁判員制度施行10年—その成果と課題」

皆さま、こんにちは。トップバッターを仰せつかりました四宮と申します。本日はこのシンポジウムに加えていただいて本当に光栄に思います。最初に法学部長の清水先生、法政策研究所長の栗田先生、それからこのシンポジウムを企画、立案、運営、全てにわたっ

てご尽力いただいた平山真理先生に感謝を申し上げます。私に与えられたテーマは「裁判員制度10年の成果と課題」です。初めになぜ裁判員制度がそもそも導入されたのかということについて、あらためてお話しさせていただきたいと思います。

2001年、司法にも国民が主権者として直接参加し、司法の民主的基盤を確立させるために裁判員制度が司法制度改革審議会から提案されました。司法制度改革審議会は裁判員制度だけを提言したわけではありません。この国をどのような社会、国にしていくべきか、というところから議論をスタートさせて、その中で出てきたアイデアの一つが裁判員制度であります。このスライドは私なりに116頁にわたる司法制度改革審議会意見書の理念を一覧として作ってみたものです。

まず、審議会は、21世紀の日本社会はいかにあるべきかから議論を起しました。21世紀の日本社会は、より自由でフェアで責任ある社会であるべきであると。そのためには「法の支配」を日本社会の隅々にまで行き渡らせる必要がある。ご案内のとおり、法の支配は二つの大きな柱から成り立っています。一つは「個人の尊重」です。一人一人の個人は—ここで個人というのは団体も含まれますけれども—社会に存在するというだけで尊重されるべきである。ですから、個人や団体の権利が損なわれたときには、今までのように、お上としての行政に依存する、あるいはコネや金や権力などによって「解決」するのではなくて、民主的なルールと透明なプロセスに基づく司法を使って解決すべきであると。「法を使う国民」になってもらうために司法制度を使いやすいものにするべく、20本以上の法律を改正したり新たに作ったりして、「使いやすい司法制度」というものを提言しました。

法の支配のもう一つの基本理念は「国民主権」です。国、社会の在り方を決めるのは社

会に存在し尊重される個人、国民であるということ。私は、「法を使う国民」に対して、「法を担う国民」という言葉を当ててみました。本日のシンポジウムで議論になる裁判員制度と検察審査会制度は、その「法を担う国民」を実現するための二大プロジェクトということになります。このように司法制度改革は、裁判員制度だけを導入しようとしたものではなくて、ある意味では壮大な、この国の社会をどう変えていくかという理念の下に提言されたということ、最初に確認しておきたいと思います。

裁判員制度がどのように社会を変えてきたかということですが、それを象徴する一つの表現として、半世紀前の一人のアメリカの法学者の言葉を紹介します。ベンジャミン・キャプランという人がアメリカの法制度を説明するときに次のように言っていました。「陪審は裁判過程以外の要素にも大きな影響を及ぼしている。ちょうど磁石に吸い付けられる鉄粉のように、わが国の法制の多くの特色は、陪審を巡って形作られている」。私はこの「陪審」という言葉を「裁判員」に置き換えると、この50年前のキャプランの言葉は裁判員制度が施行された現在の日本にも当てはまるのではないかと思います。なぜそうなったかという、刑事裁判に関していえば、最終的な判断者が変わったからです。様々な変化が生まれてまいりました。時間の関係で全部をご説明することはできませんが、ここでは7点ほど掲げます。

まず、被疑者国選弁護制度が、裁判員制度の導入をきっかけに生まれました。勾留された、お金のない被疑者に国選弁護人が付される権利が認められました。これは憲法の保障する「弁護人の援助を受ける権利」をより実質的なものにするという意味があると思います。この制度の導入によって、捜査段階と公判段階、つまり被疑者段階と被告人段階とをつなげて弁護人の援助を受けることができる

ようになりました。この制度の対象事件は徐々に拡大し、現在は勾留を受けた全ての被疑者にその権利が与えられています。

2番目は公判前整理手続と証拠開示制度です。裁判員裁判は一般の市民の参加が前提になりますので、公判審理では連日的に、ほぼ毎日のように裁判を開くことが欠かせません。連日的に開廷することを実現するためには、専門家による周到な事前の準備が必要になります。そこで新しい準備手続である公判前整理手続と呼ばれる制度が導入されました。

この手続で特に注目されるのが新しい証拠開示制度です。これは検察官が請求する予定のない証拠についても一定の限度で被告人・弁護人側に証拠を共有させることによって、争点や証拠の整理を容易にして公判の活動を活性化させる。それが真実により近づく道であるという理念の下に作られました。ただ残念ながら事前の全面証拠開示は採用されるには至りませんでした。しかし重要な変化は、裁判所がこの証拠開示に積極的な姿勢を示しているということです。判例によって開示の範囲が拡大しつつあります。

3番目は連日的な開廷です。裁判員が参加する刑事裁判では、これまでの裁判官だけの裁判のように月に1回、一月半に1回と法廷を開くわけにはいきません。連日的に開廷するために公判の迅速化は裁判官裁判の時代に比べて著しく進んだというのが、実務家としての私の感想です。最近審理の長期化が指摘をされてはおります。しかし、内容をいろいろ見てみると、むしろ裁判員の負担も考慮した上で1回の公判で行う審理のテーマを絞って、その代わり期日が少し増えるということもあるようです。何よりも裁判員経験者の方々が時間のかかった裁判についてどう言っているかということですが、最近の最高裁の総括報告書によりますと、むしろ長期、この場合の長期というのは30日以上かかった裁判員裁判ですけれども、長期の事

件の経験者のほうが良い経験だったという数字が高くなっています。裁判員の皆さんは、時間よりも内容の充実を求めているのではないかと思います。

4番目は公判における直接主義、口頭主義の徹底ということです。裁判員制度の最も大きな影響を受けたのは恐らくは法廷における公判審理だろうと思います。本来、事実は法廷で発見されるべきものでありますけれども、これまでの裁判では、捜査段階に捜査官によって作られた調書と呼ばれる書類が公判においても多数採用されて「調書裁判」などとも批判されてきました。しかし裁判員裁判においては、裁判員が主体的、実質的に関与するということから、調書よりも証人や被告人が法廷に来てしゃべって、裁判員や裁判官に情報、事実を口頭で提供するという形に変わりました。これをスローガンのようにいえば、「紙から人へ」あるいは「法廷で、目で見ても耳で聞いて分かる裁判」ということになったと思います。これは本来、日本の刑事訴訟法が予定していた、目指していたものですが、それがようやく半世紀以上たって、裁判員制度によって実現するようになったことが言えると思います。

5番目が刑事弁護の専門化ということです。先ほどお話ししたように、被疑者段階の国選弁護というものが始まりました。そのことによって被疑者弁護、捜査段階における弁護活動の重要性というものが極めて増えました。捜査段階でのすぐれた弁護活動が要求されることになりました。また、公判前整理手続という準備手続があると申しあげましたが、そこでは開示された証拠を基に公判の戦略を練って、そして公判活動に臨む。公判にいったからは分かりやすい証拠調べ、分かりやすい弁論によって裁判員・裁判官に判断してもらう。つまり新しい戦略と新しい技術が要求されることとなりました。このことは、裁判の活性化、被疑者・被告人の権利の擁護

という面では特筆すべきものだと思います。そして若い弁護士たちを中心に専門化が進んでいるということが言えると思います。

時間の関係で、あとの2点、取調べの可視化と裁判官のマインドセットの変化は省略させていただきます。

一つ、申し遅れました。私、勝手に「キャプラン現象」と名付けておりますけれども、市民参加制度の導入はちょうど磁石に吸い付けられる鉄粉のように様々な影響を司法制度に及ぼす。しかしこれは司法制度だけに止まりません。例えば将来、裁判員になる生徒たちの教育のために学習指導要領が変更されました。それから、裁判員になりやすい労働環境への改善ということで、例えば特別休暇を創設する会社もだいぶ増えてまいりました。また、メディアの犯罪報道についても、後から裁判員が審理するという事も考慮して新しいガイドラインを作るなど、影響を及ぼしています。このように裁判員制度の導入は、司法制度の枠を超えて「キャプラン現象」が進んでいるとも言えるのではないかと思います。

このように進んできた裁判員制度ですが、10年たっているいろいろと課題も見えてまいりました。裁判員の主体的・実質的な参加、もともと司法制度改革審議会はその目的のためにこの制度を導入したわけですが、裁判員が統治主体、つまり主権者として主体的に裁判員制度に参加できているかという視点から三つの点をここでは述べたいと思います。

最初の2点は、裁判官との関係です。裁判員は裁判官とともに、有罪か無罪かを判断するために事実を証拠によって判断する。そして有罪だというときにどのような刑罰が相当かを判断する。この有罪、無罪の判断と刑罰の判断で裁判員たちは主体的に参加できているかというのが最初の2点です。3点目は国民相互間です。自分たちが主権者として主体的に参加をしたその経験が、同じコミュニティ

の仲間にきちんと届けられているかということです。

裁判官との関係の問題として第1に申し上げたいのは、有罪か否かの判断についてです。一つのケースを例にご報告したいと思います。スライドに書かれたケースは覚せい剤の密輸に関するケースです。被告人が飛行機に乗る際に預ける手荷物の中に大量の覚せい剤が入っていた。検察官はその自分の持ち物の中にあるだけで、そしてそれを持ち込んだというだけで覚せい剤があることを知っていたと主張しました。被告人は中に覚せい剤があることは知らなかったと主張しました。一審の裁判員裁判ではどのように判断されたかといいますと、この事件には密輸組織が関与していると思われるけれども、覚せい剤を回収するために必要な措置というのはいろんなものが考えられる。運搬者に事情を知らせないまま回収する方法がないとは言えない。そうすると、ただ単に持ち込んだという事実だけから中身を知っていたということまでは推認できないとして、無罪の判断を言い渡しました。これは裁判員裁判でした。

検察官の控訴を受けて、東京高等裁判所は次のように判断しました。いや、そうではない。東京高裁は3人のプロの裁判官だけで構成されています。3人の高裁の裁判官は、密輸事案において運搬者が誰からも何らの委託も受けていないとか、受託物の回収方法について何らの指示も受けていないということは現実にはあり得ない。これを3人の職業裁判官は、「回収措置に関する経験則」と名付けています。ただ、現実にはあり得ないということの根拠、証拠というものは経験則という以外に特に示されてはいない。そして、知っていたと推認することができるとして無罪判決を破棄して有罪とし、刑罰は、覚せい剤ですから重いですが、懲役10年、罰金500万円に処しています。最高裁判所もおおむね、この判断を支持いたしました。

証拠の判断というのは、もちろん法律によってルールが決まっていれば、そのとおりに認定をしなければいけません。しかし、日本の法律が採っている制度は、証拠として法廷に出てきたものの評価は自由に判断者が決めていい、決めるべきだと。これを自由心証主義といいますけれども、自由心証主義の下では裁判官も裁判員も自由に判断していいのだ、判断すべきだと言っています。

そうすると、この裁判員たちの自由な判断というものをやはり尊重する必要があるのではないか。裁判員制度というのは事実の判断について健全な社会常識を反映させようという制度ですから、そうであれば経験則、つまり常識を知ろうとするのであれば、そこに参加をしている国民から聞くべきではなかろうかと思えます。それを、もし組織的な密輸事件では持ち込んだだけで中身を知っていたというのが経験則だと、これは法律上根拠がないわけですが、ということプロの裁判官から聞かされたら、市民である裁判員はそういうものかということ、有罪の判断に一票投じるかもしれません。そうすると有罪の心証を取っていないのに有罪の判断をするということになります。ですから裁判員裁判では、ルールが決まっていないものについては、ルールなのか、ルールではなくて意見なのかということをはっきりと明確に区別をして、裁判官はそのことを裁判員に伝えた上で評議をする必要があるのではないか。その辺りがきちんと区別され、裁判員の判断が尊重されているのか、という点に疑問を覚えます。

裁判官との関係での問題点の2点目は量刑の問題です。刑罰の判断です。これも一つの事例をご紹介します。これは大阪で、両親に暴行を受けて娘さんが死亡した傷害致死という事件でした。検察官は父親、母親ともに10年の刑を求刑しました。これに対して裁判員裁判の裁判員と裁判官は、検察官の求刑は犯行の背景事情にある児童虐待の

悪質性を十分に評価していない、児童虐待事犯に対する法改正や社会の今の情勢について考慮していないとして、求刑の1.5倍である15年の刑をそれぞれに言い渡しました。これは控訴審である大阪高等裁判所の3人のプロの裁判官も支持しました。これに対して上告審である最高裁判所は、この一審、二審の判決を破棄して父親に懲役10年、母親に懲役8年という判決を言い渡しました。その中で最高裁判所は、量刑評議の在り方について、裁判員裁判といえども他の裁判の結果との公平性が保持された適正なものでなければならぬとして、こう述べました。「これまでの大まかな量刑の傾向を裁判体の共通認識とした上で、これを出発点として当該事案にふさわしい量刑の評議を行うべきだ」。

しかし裁判員に量刑判断に加わってもらうという制度の理念は、裁判員と裁判官が協議する判断は裁判官だけの判断よりも公正であるという点にあると思います。そうすると、これまでの量刑判断と異なる結果が出ることも、公正な量刑の在り方として制度自体が想定しているはず。この最高裁の判断は、これまでの量刑の傾向を共通の出発点とすべきだという。量刑の傾向というのは要するに量刑相場です。量刑相場を量刑の議論の出発点にする。量刑はこうやって議論するのですよ。これは一つの判断枠組みですが、そういう枠組みは法律で決められているわけではありません。そのような議論の仕方ではよいのだろうか。私が最も疑問に感じるのは、重要な倫理的な判断、あるいは道徳と言ってもいいかもしれませんが、倫理的・道徳的な判断である量刑判断の枠組みというものが、そこに主権者として参加している裁判員を除いて決定されるということです。ここでも裁判官の判断枠組みが優先されていないか、裁判官と裁判員のバランスが崩れていないかということ、心配しております。

3番目は、主権者である国民相互間で良い

経験が共有されているか、コミュニティで共有されているかということです。裁判員候補者の出頭率は年々、低下しています。辞退率は増え、欠席率も増えています。最も新しいデータに基づいて計算すると、裁判員として選ばれた人のうち裁判所に来てくれたのは26.5%、約4人に1人にすぎないというのが現状です。辞退と欠席が増えているこの傾向、そしてその率の高さというのは、私は施行10年の重大な課題の一つであろうと思います。なぜなら裁判員制度は、冒頭でご説明申し上げましたように、法の支配を支える理念の一つである国民主権の理念に基づくわけですけれども、もし制度を支える国民の多くが参加しなくなれば、統治主体である国民が平等に支える制度ではなくなってしまうからです。その民主的な正統性に疑問が出てしまいます。

では、国民に二の足を踏ませているものは何でしょうか。それは恐らくは、これは最高裁もアンケートを採っていますけれども、犯罪とか人を裁くとか法律とか、今まで分からない、遠ざけてきたものが入り交じった漠然とした不安感ではないかと思います。にもかかわらず、裁判員裁判を経験した皆さんは、良い経験だったと、96%以上の方がコンスタントに10年間、感想を述べ続けています。これは裁判員としての経験が彼らの意見を変えたということを意味すると思います。そうだとすると国民の皆さんに二の足を踏ませなくするためには、「良い経験」が社会の中で共有される必要があります。

裁判所は最近、いろいろな講演会に経験者の方に来ていただいて熱心にやっています。これはこれで大事なことだと思います。しかしもっと大事なことは、日常生活の中で、つまり家庭や職場で裁判員の体験が話され、聞かれることだろうと思います。日常生活で経験が語られることの障害の一つは、守秘義務です。ですから、守秘義務に関する法律を変

えるということも検討すべきだと思います。それと同時に、施行から10年たって、これからなるべくたくさんの人に来ていただくためには、恐らく運用を変えるということでも一つの効果が出せるのではないかと思います。つまり、守秘義務に関する今までの受け止め方は「原則禁止・例外自由」でしたが、「原則自由です」と、裁判所に言っていた。ただし、原則自由だけれど話してもらっては困ることがある。それは、一つは誰がどんな意見を言ったかということ。二つ目は事件で知った他人のプライバシー。三つ目は評決が何対何だったか。この三つはいずれも現在の法律でも禁止されていることです。それらは言っては困ります、その代わり、他のことはどうぞ、原則、しゃべってくださいと宣明してもらおう。

守秘義務で一番問題になるのは「評議の経過」というものです。今の法律では、評議の経過はしゃべってはいけないということになっています。評議の経過というのは、ものの本によれば、評議が始まってから終わるまで、ということになっています。そうしたら結局、評議の中身は一切、話してはいけないということになる。しかし国民が最も知りたいのはそこですよ。だとしたら、今、立法をそのままにした上であり得る解決方法は、「評議の経過」を縮小解釈する、限定して考える。評議の経過とは、その裁判体の構成員、3人の裁判官と6人の裁判員がこのことだけは、みんなで話さないことにしましょうねと合意をする、その合意したことは「評議の経過」として話さないようにする、というように限定的に運用すればいいのではないかと思います。

裁判員の皆さんは非常に責任感を持って仕事をしてくださっています。裁判所は、その裁判員経験者の皆さんをもっと信頼して、もう一步踏み出して語ってもらえるように、日常生活の中で語れるように、背中を押してあ

げてほしいと思います。

まとめに入りますけれども、裁判員制度はまだ10歳です。人間でいうと小学校4年生です。小学校4年生でその人の人生が決まるはずありません。この10年間の成果を、一層前進させていく必要があると思います。他方で、10年間に出てきた課題は、制度を一層充実させるための新たなステップと捉えるべきだと思います。最高裁は、裁判員制度の合憲性が争われた事件の判決の中で、「裁判員制度の目的を十全に達するには相当な期間を要するの言うまでもない。しかしその過程もまた国民に根差した司法を実現する上で大きな意義を有するものと思われる」と述べています。そのとおりだと思います。大事なことは、民主主義の理念の下で裁判員となる国民とともに、国民に開かれた議論を続けていくことだろうと思います。ご清聴、ありがとうございました。

平山 真理

「裁判員制度と性犯罪事件：なぜ、どのように厳罰化となったと考えられるか」

本日私が、報告させていただきますのは、性犯罪を裁判員裁判という枠組みの中で考えたときに、よく指摘されている、厳罰化傾向をどう見るか、ということです。どうして性犯罪の裁判員裁判に注目するかなのですけれど、これはやはり量刑の傾向を見ると、ほとんどの犯罪に関してはそれほど大きな違いはないと言える一方、性犯罪に関してはかなり明らかな影響、厳罰化が見られると指摘できるからです。どのように量刑が変わったのか、その理由としてどのようなものが考えられるか、について私は非常に興味を持ってこれまで研究を続けてきました。

ところで、やはり「性犯罪」という対象ですが、そもそも「性」というのはどうしても人前で語りにくいですし、性犯罪の被害に

遭った被害者は、ものすごく大きな苦しみや精神的な負担を受けるわけです。したがって、性犯罪の被害者支援というのは常に非常に重要な課題ということになります。わが国においても2000年に刑法が改正されまして、裁判において証人に対する保護等が導入されました。当時の議論の中で重要視されたのは性犯罪の被害者の精神的な負担、それをどう緩和するかということでしたから、性犯罪は被害者支援を進める中でも起動力となります。一方で加害者対策についても、性犯罪対策はときとして暴走することがあります。ですから、性犯罪問題に焦点を当てることは、被害者支援、加害者対策、両方において重要なきっかけになると考えています。

性犯罪の被害者は、裁判員制度が導入されたことで、裁判官以外にも、市民にまで話を聞かれてしまうということで、大きな負担や精神的苦痛を感じていることがあるようです。一方で量刑は厳しくなるので、厳罰を望んでいる被害者にとっては朗報かもしれません。「諸刃の剣」とでもいうべき状況でしょう。

もう一つ重要なのは、例えば裁判員選任手続のときに、被害者の方々は、自分の知り合いや近所の人に被害を知られるのはやはり嫌でしょうということで、最初に候補者の名簿を被害者に見てもらいましょう、そして例えば近所の人とか知り合いがいるのであれば、それを知らせてください、という方針をとっているようです。一方、例えば、被告人が最初にその名簿を見られるかということ、必ずしもそうではないわけです。これは、ある意味、「刑事司法の私事化」が進むことにならないかという懸念も考える必要があります。

もう一つの視点としては、誰が裁判員になるかで結果というのは変わってくるのか、ということです。例えばより女性が多く入ると判決は厳しくなるのか、男性が多いと判決は軽くなるのかも重要な課題の一つだと思います。

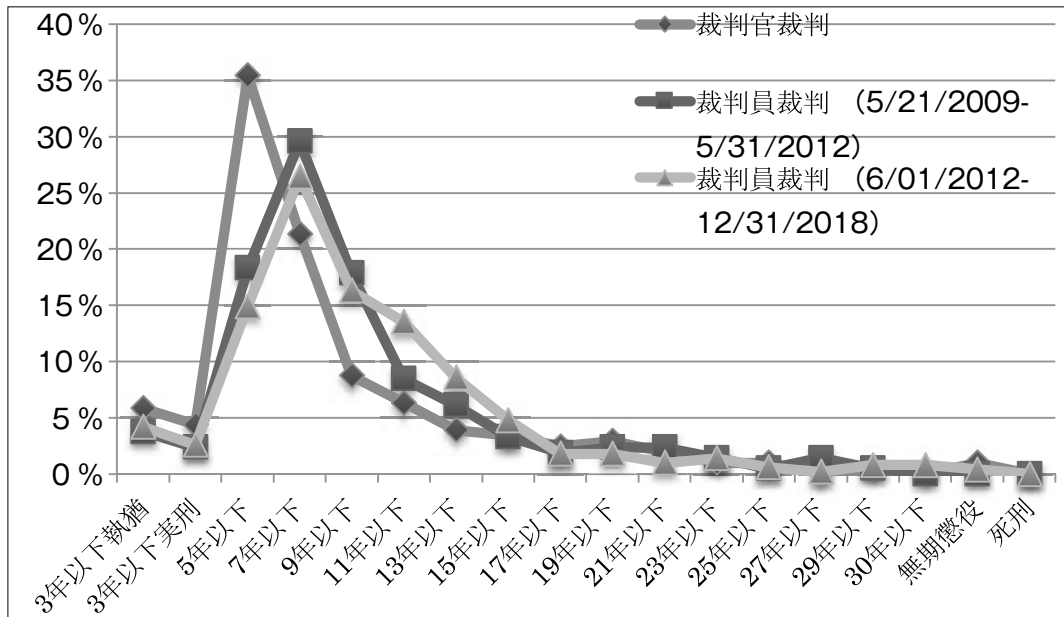
裁判員の声が実際の法改正とか立法につながるということは今後もあるかもしれませんが、2017年の刑法改正では性犯罪の規定が構成要件を含め大きく変わりましたが、その背景にはやはり裁判員制度の影響、つまり社会が性犯罪という問題をもっと真剣に考える機会が増えたこと、また性犯罪事件の量刑の厳罰化が影響していると、私は考えております。

このような観点からの性犯罪を裁判員裁判で審理する際の課題について、これまで研究を続けてきました。まず量刑の影響ですが、四宮先生に、ちょうど10年の検証報告書が出ましたよと教えてもらいまして、3日前の5月15日に出たと思うのですが、それが最新のデータであり、分かりやすいので、それを参考に見てみましょう。

量刑の影響についてみると、裁判官裁判だけだった時代と、裁判員裁判が入って裁判官裁判と裁判員裁判しばらく並立した時期、

そして裁判員裁判のみとなった時期があります。2009年の5月21日以降に起訴された対象事件が裁判員裁判になるので、制度開始後もしばらくはオーバーラップした時期があります。犯罪別でいうと、殺人既遂もやや厳罰化の傾向が見られるのですが、私の今回のテーマである性犯罪のところを見ていただきたいのですが、いわゆる強姦致死傷、これは2年前の刑法改正で強制性交致死傷と名前が変わりましたが、明らかに厳罰化の傾向が見られます(図表1)。

「最頻値(モード)」と呼ばれるもの、つまり最も頻繁に言い渡される刑が横軸の右側に動くと厳罰化という傾向が見られることになります。制度開始後すぐ裁判員裁判と裁判官裁判が重なっていた時期に、既にかなり明らかな厳罰化傾向が見られたわけなのですが、その厳罰化傾向は維持されて、最頻値が「7年以下」と、強制性交致死傷に関しては維持されています。厳罰傾向は強制わいせつ致死



図表1：強姦致死傷・強姦致死傷の量刑変化

出典：最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』(2019年5月) 図表23-4 量刑分布の比較 ((準)強姦致死傷・(準)強姦致死傷)を基に作成

傷についても同様です（図表2）。性犯罪に関してはかなり明らかな厳罰化が維持されていると言えると思います。

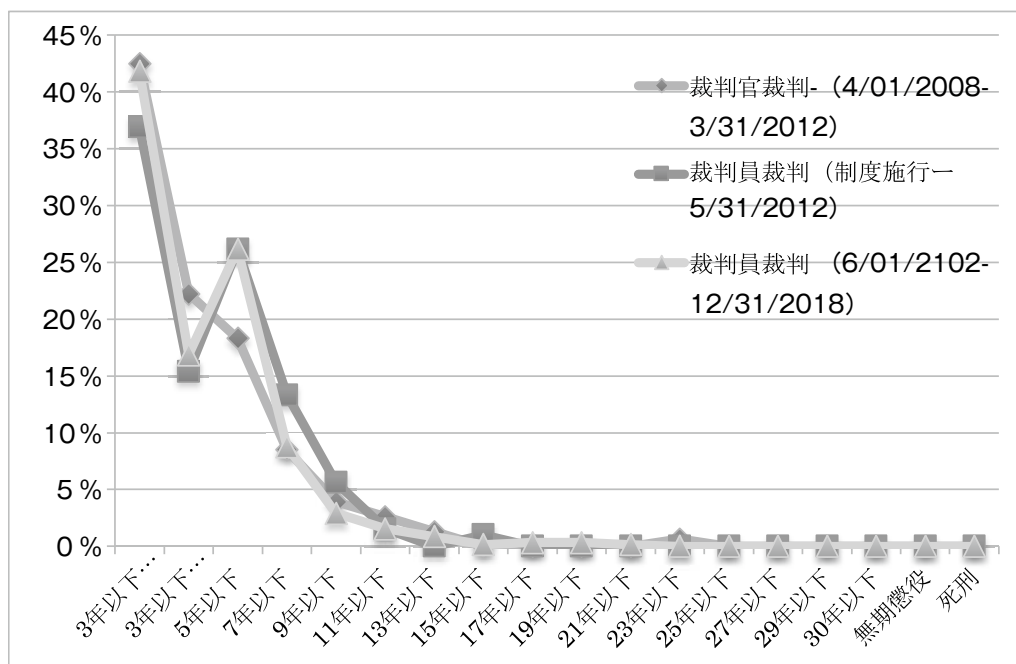
もう少し別の観点から量刑への影響を見ますと、「求刑超え判決」、これは制度開始当初は結構よく出たのですが、だんだん最近、求刑超えの判決が見られなくなってきたということも指摘されています。いずれにせよ、「求刑超え判決」が性犯罪において他の犯罪に比べてより多く頻繁に見られるかどうかを見てみたいと思います。

「資料集」の中にも入れたのですが、「求刑<判決」は求刑が判決よりも低かった場合です。だから、求刑超え判決です。その列で、ハイライトのかかっている部分、それが性犯罪ということになりますが、他の犯罪に比べて、もっと頻繁に求刑超え判決が見られることが分かります。真ん中は求刑イコール判決なので、求刑と判決が同じ場合です。そして右端は求刑よりも低い判決が言い渡されたと

いう場合です。その列のハイライト部分が性犯罪で、他の犯罪に比べて、こちらの割合が低くなっているということが言えると思います。

求刑とその判決を比べても、性犯罪に関しては一定の量刑の厳罰化傾向が見られました。そこで私の研究関心の一つとしては、この厳罰化傾向について、例えば裁判員裁判に実際に関わった裁判員とか裁判官、弁護士（本当は被告人に聞きたいのですが、被告人にインタビューをするという研究手法がまだ思いついていないので）、そして被害者はどう捉えているかを考えてみましょう。

これらは例えば新聞で性犯罪の裁判員を経験した人が判決後の記者会見でコメントをしていることであるとか、裁判官が判決言渡しの際に、「量刑の理由」を述べた後に言及したことについての報道、あるいは実際に自分が裁判を傍聴に行って、その判決の宣告の中で聞いたこと、これを基に考えてみたものです。



図表2：強制わいせつ致死傷事件の量刑の変化

出典：『裁判員制度10年の統括報告書』図表23-5量刑分布の比較（準）強制わいせつ致死傷）を基に作成

まず裁判員ですが、裁判員の方々というのは、性犯罪の裁判員を経験する前には性犯罪は、やっぱり裁判員から外すべきだと回答する人が多いのですが、実際に経験すると自分たちが参加したことにすごく意味があったと捉える人が多いというふうに感じています。自分たちが関わったからこそ出た判決であるとか、これから自分たちが関わることで新たな量刑の相場というか、わが国には量刑ガイドラインはないですが、量刑の相場ができてくるのではないかと、それから自分たちが関わることでこれから性犯罪への意識とか考え方が改善されるのではないかと、そういうふうなすごく積極的な評価をしているコメントが多かったわけです。それでは、裁判官はどう考えているのだろうかということを考えたときに、裁判官も、ものすごく肯定的に、「これは裁判員の人が入ったからの判決です、量

刑です。そしてこれは意味あるものです」という評価をしている裁判官が多いのです。私がとくに関心を持ったのは、この判決です。(大阪地判平成22年3月5日)。これは強盗強姦事件の裁判員裁判で、求刑7年に対し、懲役7年、つまり100%の判決が言い渡されました。判決宣告の際に裁判官は「これまでの性犯罪の量刑は軽きに過ぎた。裁判員裁判が始まったのを機に一般市民の健全な処罰感情で検討し直す必要がある」と述べているのです。

この裁判官は裁判員裁判が始まったのを機に一般市民の健全な処罰感情を通してみると、新たな量刑の在り方がこれからできてくるのではないかと述べているわけです。他にもこれまで性犯罪の裁判の量刑は軽かったという趣旨を述べる裁判官が少なくなかったのです。

裁判官によるこれらの言及を見たときに、

		判決人員	求刑<判決	求刑=判決	求刑>判決
総数	裁判官裁判	2,282	2(0.1%)	45(2.0%)	2,234(97.9%)
	裁判員裁判	2,532	22(0.9%)	126(5.0%)	2,384(94.2%)
殺人既遂	裁判官裁判	435	1(0.2%)	12(2.8%)	422(97.0%)
	裁判員裁判	399	4(1.0%)	22(5.5%)	373(93.5%)
殺人未遂	裁判官裁判	233	1(0.4%)	3(1.3%)	229(98.3%)
	裁判員裁判	235	4(1.7%)	10(4.3%)	221(94.9%)
傷害致死	裁判官裁判	269	0	7(2.6%)	262(97.4%)
	裁判員裁判	284	4(1.4%)	17(6.0%)	263(92.6%)
(準)強姦致傷	裁判官裁判	189	0	8(4.2%)	181(95.8%)
	裁判員裁判	203	5(2.5%)	26(12.8%)	172(84.7%)
(準)強制わいせつ致傷	裁判官裁判	78	0	2(2.6%)	76(97.4%)
	裁判員裁判	122	2(1.6%)	10(8.2%)	110(90.2%)
強盗致傷	裁判官裁判	717	0	10(1.4%)	707(98.6%)
	裁判員裁判	770	2(0.3%)	22(2.9%)	746(96.9%)
現住建造物等放火	裁判官裁判	190	0	2(1.1%)	188(98.9%)
	裁判員裁判	195	0	16(8.2%)	179(91.8%)
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	170	0	1(0.6%)	169(99.4%)
	裁判員裁判	324	1(0.3%)	3(0.9%)	320(98.9%)

図表3：裁判員裁判における求刑と判決の関係（罪種別）

出典：最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』（2012年12月）図表53「宣告刑が求刑を上回る判決、求刑と同じ判決及び求刑を下回る判決」裁判官裁判（平成20年4月1日～平成24年3月末）、裁判員裁判（制度施行～平成24年5月末）を基に作成。

それでは、そのように裁判官が考えるのであれば、これまでそのような判決（つまり、より厳しい量刑）を性犯罪裁判において出さなかったのはなぜかと、疑問に思いますよね。そこでは当然ながら裁判官裁判のときには、やはり先例というか、量刑相場にどうしても拘束されるところがあると思います。裁判官もある意味、裁判員が入ったからこそ、このような新しい量刑が出せる、裁判員が入ったからこそその判決ですよということを認めて、そして肯定的に評価していると私は捉えています。さらに言えば、職業裁判官のみによる裁判のときにはどうしても、男性中心の視点で性加害、性被害をみるが多かったことは否定できないのではないのでしょうか。裁判員裁判では以前に比べ、女性の視点が入り、ジェンダーに関係する問題についてもより多様な視点で議論することができるようになったと考えています。

それから被害者ですけど、とくに被害者にとっては性犯罪に対する刑はこれまで経過ぎたと感じられるのではないのでしょうか。これは被害者ご本人ではなくて、6歳の娘さんが強制わいせつ致傷の被害に遭った父親が被害者参加制度を使って「弁論としての意見陳述」、つまり被害者による求刑を行った際の陳述なのですが、「性犯罪に対する新しい量刑ガイドラインを作ってほしい、裁判員こそがそれを作れるのだ」と述べておられます。性犯罪に関して被害者はこういうふうな期待を抱えているというところが非常に興味深いと思いました（東京地判平成22年3月2日、強制わいせつ致傷、懲役6年／求刑7年）。

ただし、被害者の問題はすごく難しいです。これは新聞報道されていたものですが（朝日新聞2012年5月23日付記事）、強姦致傷の事件で被害者が被害者参加制度を利用して法廷に出廷したとき、真冬でも何でもないのに、パーカーのフードを被り、鼻から下はストールで覆い、その上からマフラーでぐるぐる巻

きにして、手袋をして、サングラスをして…と、裁判員に顔を見られたくない被害者の様子が報じられています。被害者にとっては、裁判員は自分と同じような市民であり、それは自分の知り合いかもしれないし、顔を見られたり、被害について知られたりする人はできるかぎり少なくしたいと当然考えるわけです。

すると、性犯罪事件の量刑の厳罰化は厳罰を望む被害者に関しては朗報と捉えられる一方で、被害者は新たな負担に直面しなければならない。被害者団体の方々は性犯罪を裁判員裁判の対象から外してほしいと、そういうふうにかけていて、そのような意見書を提出するというケースが多いようです。裁判員裁判になったことで、たとえ性犯罪に対する新たな量刑ガイドライン的なものができたり、新たな性犯罪対策が推進されたりするとしても、それを、被害者の負担を利用して実現しようとししないでください、という意見を被害者の人は持っているケースが多くあります。

ところで、裁判員制度が開始する約半年前、つまり2008年の12月から被害者参加制度という制度が始まりました。私はこの制度にも非常に関心を持って研究しているのですが、被害者参加制度が始まる時に、どんな犯罪の被害者の人が参加することが多いか、と考えました。一番多い犯罪類型は、これは予想どおり、自動車運転過失事件の被害者の方々でした。一方、性犯罪の被害者の方々ほとんど参加しないだろうと予想されていたのですが、たしかに、制度開始当初は性犯罪の被害者の参加はすごく少なかったのです。被害者参加制度も始まって昨年の12月で10年になったわけなのですが、実は被害者参加される人の4分の1は性犯罪の被害者の方々なのです。

被害者の方々が、より参加しやすくなった背景としては、被害者参加人が弁護士を付けるにあたって、資力要件、つまり、被疑者・被告人の場合は国選弁護人を付けてもらえるた

めの資力要件(50万円)というのがありますが、それが裁判に参加する被害者のためにもあるのです。その資力要件が当初は100万円未満だったのですが、2013年12月以降は200万円未満に緩和されたということもあって、国選被害者参加弁護士を付けやすくなったこともあると思います。この他にも、私はその背景として裁判員制度の影響もあるのではないかと考えています。つまり被害者の方々は、裁判に参加することは非常にづらいけれども、裁判員の人は自分たちの声を聴いてそれを量刑に反映してくれるのではないかとという期待が、性犯罪の被害者の参加率の増加に寄与しているのではないかと、そういう仮説を立て、これについてはまだ検証してないので、ここを今後はさらに考えてみたいと思っていますところです。

では、被告人の弁護人は性犯罪が裁判員裁判で審理されることをどう思っているか。当然、悩ましいと考えている人が多いでしょう。例えばこの裁判は、ここ栃木県の、宇都宮地裁で出た判決(宇都宮地判平成23年2月3日)でしたが、私はこの裁判を傍聴に行っていました。この強姦致死傷事件では、まさに求刑超えの判決が出たのです。求刑8年に対し、懲役9年という判決です。弁護人は、「やはり裁判員の人は被害者に意見を感情移入してしまう、公平な判断が期待できない」とまで言っているわけなのです。被告人はどう思っているか、恐らく弁護人と近い考え方だと思われませんが、これは性犯罪裁判に限らず、被告人が裁判員制度をどのように評価しているかという研究は、私が知る限りでは、日本ではまだほとんどないのです。そのような研究が今後行われるべきですし、私もそういう研究を行いたいと思っています。とくに、性犯罪が裁判員裁判で審理されることについて被告人はどう考えているのかというのは考えてみたいところですよ。

量刑が厳しくなったことについて、もう一

つ重要な論点は、いわゆる「罪名落ち」や起訴率の低下という問題です。私がこの研究を始めたとき、このテーマでアメリカ法社会学会という学会で報告したのですが、後で登壇するジョンソン先生がすごく重要な指摘をしてくださったのです。裁判員裁判の対象事件は単に法定刑を基準にして分けています。死刑、または無期の懲役・禁錮に当たる罪か、故意の犯罪行為によって被害者が死亡した場合です。すると性犯罪でいうと致死傷が付かないと裁判官裁判になるのです。一方で、法制審議会がどのような犯罪を裁判員裁判の対象にするかを議論した際に、どうして重大な犯罪に限るのか、それは重大な犯罪というのは国民の関心も高いからであると、こういうふうに法制審議会の最終意見書の中に書いてあるのです。

それを考えたときに、ジョンソン先生はこう質問されたのです、「じゃあ日本では強姦、強制わいせつ致死傷が付かない限り、裁判員裁判にはならず裁判官裁判となる。ということは、それらの犯罪は重大な犯罪ではない、というふうに国民にメッセージを送っていることにならないか、それでよいのか」と。もちろん、対象事件は単に法定刑で線引きしているだけでも言えるのですけれど、ジョンソン先生の指摘について、私はそのとき初めて考えました。非常に重要な指摘だと思ったわけですよ。

次に、では起訴率の変化は、とくに性犯罪事件の厳罰化に影響しているのかどうかについても考えてみる必要があると思います。つまり強制性交等致死傷とか強制わいせつ致死傷事件が起きた際に、「致死傷」のところを落として、強制性交等とか、強制わいせつとして処理すると、裁判員裁判にはならず、裁判官裁判にしかならない。裁判員裁判の対象事件というのは、最初、3000件ぐらいと予想されていたのですけれど、どんどん減ってきて、その一つの背景にほとんどの犯罪にお

いて起訴率がすごく低下してきているということがあるわけです。裁判員裁判が始まってからは、検察官はものすごく絞りに絞って起訴しています。それを考えると、絞っているというのは結局、より凶悪な事件とか、より犯情が悪い、より重大な事件を起訴するわけですので、より重大で凶悪な事件がふり残されて起訴されているのだとしたら、厳罰化になるのは当然だろうと思いましたが、性犯罪について起訴率の変化を少し調べてみました。

裁判員制度が始まったのが2009年ですけど、そのかなり前から起訴率が、性犯罪に関してもですけど、低下が始まっていたわけです。私の最初の仮説は、もし致死傷の起訴率が下がるのであれば、罪名落ちをして強制わいせつ、それから強制性交、旧強姦ですけど、その起訴率は逆に上がるのではないかというふうに思ったのですが、全体的に起訴率が低下をしているということが分かりました。強制性交致死傷の赤い部分に関しては、興味深い、2014年から2015年にすごく一気に増えた動きがあって、ここがなぜかというのはまだ解明できてないのですが、全体としては下がっている方向にあると言えると思います。つまり絞って起訴するわけですから、厳罰化が起きていることを説明する一つの仮説にもなると感じています。

もう一つの論点は誰が裁判員になるかで量刑は違うのでしょうかということです。男の人ばかり、女の人ばかりというように、裁判員の構成が偏ったときに量刑に影響が出るのかということも考えてみました。制度開始当初、このデータを集めるのは比較的簡単でした。というのは、新聞記者の方々が、性犯罪事件については裁判員の男女比を記事に書いて下さることが多かったし、裁判員6人全員男性とか全員女性となると必ず報道して下さっていましたから。最近は裁判員裁判自体についての報道がどんどん減ってきて、なか

なかこういうデータを集めるのが難しくなりました。自分で実際に傍聴に行くと分かるのですけれど。私は研究をする中で、分からない場合は裁判所に電話をして聞くしかなかったわけなのですが、裁判員制度が始まったころ、裁判所に「裁判員制度について何でもお答えします」というような係があって、そこに電話をすると、電話の対応もすごく最初は親切なのです。「何でも裁判員制度についての質問にお答えします」というふうに窓口の人が言ってくださったのです。そこで「実は私、研究者で、裁判員のジェンダー比のことを調べています」と言うと急に冷たくなって、「男女比のデータは取っていません」と全然、教えてもらえなかったのです。裁判員が女性だけ、男性だけとなった裁判体と量刑の関係については、サンプル数が少ないので相関関係を見るのは難しいのです。それでは裁判所は全然、性犯罪に関しても裁判員の性別に関心がないのかというと、実は2012年に最高裁が裁判員制度施行3年の『検証報告書』を出していますが、その中でいわゆる「国勢調査の男女比」と「全事件の裁判員裁判の男女比」、そして性犯罪だけ別にデータを示して、「性犯罪裁判員裁判」の男女比と比較しているのです。それを見ると、やはり性犯罪裁判における裁判員のジェンダーの比率というのは重要なテーマであるという認識を裁判所も持っているのだろうと、こういうふうに感じました。

では、裁判員のジェンダー比がすごく偏ってしまった場合、当の裁判員の方々はどうか考えているかというと、やはり皆さん、偏らないほうが良いと言っているのです。私が一番感動したコメントはこれなのですけれど、これは全員女性になった性犯罪の強制わいせつ致傷の事件（那覇地判平成22年5月14日、強制わいせつ致傷、懲役6年／求刑8年）だったのですけれど、（いや、裁判員の男女比云々だけじゃなくて）「裁判官が全員男性なのが

おかしい、制度改正すべき」と、この裁判員経験者の女性はこういうコメントをしているのです。これこそ私は裁判員制度の意義だと思いました、恐らく裁判官が全部男性だったこと、なんでこんな男性ばかりなの、ということ、裁判員を経験しなかったらこの方は考える機会がなかったのではないかと思うのです。社会の大部分の人々もそうだったでしょう。それを指摘して問題だ、改善すべきと、司法についての問題を考える機会になるというのは、裁判員制度のものすごく大きな意義なのではないかというふうにも思いました。

そして、裁判員裁判の法改正への影響は、私はあったと考えています。厳罰化は、最終的に2017年の刑法の改正につながり、強制性交等罪の法定刑も重くなりました。その背景には、やはり私は裁判員制度の影響があったと思います。

まとめを考えたいと思います。残る課題についても触れたいのですが、裁判員制度による性犯罪事件の量刑の変化は、私は明白であるというふうに考えています、その原因の一つはやはりジェンダーについての多様性、多様な見方が、裁判員が入ったことで投入されたことだと思います。女の人は性犯罪に厳しいとか男の人は甘いとかいう、そういう単純な問題ではなくて、より多様なジェンダーの視点が入ることで、多角的な観点から事件を考えることができるようになったということの意味は、恐らく性犯罪事件において最も顕著に反映されていると私は考えます

起訴率の低下は厳罰化の恐らく一因だと思うのですが、全体的に起訴率が下がっているわけですから、なぜ性犯罪においてとくに明白な厳罰化が見られるのかについては今後、検証したいと思っています。そして、非常に矛盾だと思いますが、性犯罪事件に対する厳罰化が進む一方で、じゃあ性犯罪被害者への理解が社会において進んだか、というところ

ではない。性犯罪被害者の置かれている状況は、ものすごくまだ厳しい。つい最近(2019年3月)立て続けに性犯罪に関しての無罪判決がありましたけれども、あの4件の無罪判決はそれぞれ別の問題があり、様々な分析の仕方があると思います。しかし私の一つの疑問は、例えばあの中で、とくに名古屋地裁の岡崎支部の判決なんかは、あれが裁判員裁判だったら違った観点になっていたのではないか、ということも考えています。裁判官の経験則は被害者をもっと抵抗できたのではないか、ということについて、かなり被害者にとって酷な認定をしています。

それから、この点も指摘したいのですが、やはり厳罰化が進むというのは、結局、刑務所に長く性犯罪者を入れるということなのです。刑務所に入る期間が長期間になると、結果的に社会復帰が難しくなるということは否定できない部分もあります。そうなると施設内処遇と社会内処遇の橋渡しが必要ですが、これは非常に日本が欠けているところであり、それも対策として考える必要があると思います。

性犯罪の被害者とか加害者の人が、プロではなくて市民の人(=裁判員)が裁判に関与するということについて何を期待するか。市民が裁判に関与し、性犯罪問題を身近に考えることで、裁判が終わった後も被害者の回復、それから加害者の更生にどのように寄与するのか、主体的に関わって行こうと考えることにつながるかについても、これはさらに検討していく必要があると思います。その意味で性犯罪の裁判員裁判というのは、私は非常に重要な課題の一つだと考えています。ご清聴ありがとうございました。

飯 考行

「存在感を高める裁判員経験者たち—関係団体を通じた草の根活動 (It's Not Over When It's Over: The Increasing Presence of Former Lay Judges through Grassroots Movements)」

専修大学の飯と申します。本日は平山先生をはじめ白鷗大学の先生方にお声掛けいただきまして、このような素晴らしいシンポジウムにお招きいただいたことを感謝申し上げますとともに、こんなにたくさんのご来場の方がいらして、白鷗大学の素晴らしさをあらためて校舎を含めて感じているところです。

裁判員制度が始まって10年たちますが、裁判員を経験した人たちが増えてきています。何人ぐらいの人が裁判を経験して、どういったことを感じて活動するのか。こういったことが実際に分かってきたところです。裁判員制度に関する法律が実施されてからこの10年間で、裁判員を経験した人たちがどのようなことを考え行動してきたのかを中心に、ご報告いたします。

ちなみに英題は It's not over when it's over です。実は報告者同士でどういったタイトルにするかやりとりをしていたときに、デイヴィッド・ジョンソン先生、後で報告されるハワイ大学の先生に、「英題はこれが良いのではないか」と提案いただいたものです。裁判員裁判が終わっても裁判員の経験と影響は終わらないという含意が、この英題にはあるということになります。

始めにエピグラフといいますが、文章の巻頭に置く言葉があります。周防監督に、本日もお越しですが、『あなたも明日は裁判員!?』という本の帯の宣伝文句として、「裁判員裁判は、刑事司法を変えたのだろうか？裁判員は、被告人と向き合い、見ず知らずの人たちと向き合い、対話を重ねる。その先に見えてくるのは自分自身であり、わたしたちの社会の姿だ」

と書いていただきました。私は非常に感銘を受けました。裁判員が被告人と向き合い、そして他の裁判員、裁判官たちと話し合っただけで対応を重ねて判決を出していくわけですが、その過程で、ひとごとと思っていたような被告人とか犯罪、そうしたことが被告人の更生を考えたり被害者の方の感情、痛みを考えたりする中で、自分自身のこととして自分を振り返りながら相手のことも考えていく、ひいては自分の住んでいる地域とか社会のことも視野に入ってくる、という意味かと思われま。ちょっと違うかもしれませんが、私はそういうふうに解釈して読んでいます。このように、単に裁判のみならず、裁判員を経験した市民の方が様々なことを考え、自分自身のことや社会のことにも裁判員という仕事を通じて視野を広げる一つのきっかけになっているのではないかと、こういったところが非常に注目すべき点ではないかと思えます。

私自身、裁判員裁判を初めて傍聴して感じたのが、非常に人の話を聞く裁判であるということです。先ほど平山先生が性犯罪の裁判員裁判のお話をされましたが、私が初めて傍聴したのも性犯罪事件で、そのとき別室から被害者の方が意見陳述をして、つらい思い等を話されたのですが、法廷が本当にしんと静まり返って、傍聴席もそして裁判員も裁判官も静かに耳を傾けていました。こんなに緊張感あふれる法廷はめったにないと思いました。そのような法廷をもたらしただけのも、恐らく裁判員という一般の方が裁判に参加をして真摯に事件について判断しようとする、裁判員の影響ではないかと感じたことがあります。裁判員は、裁判所の裁判のみならず、刑事訴訟手続全般と社会にも何らかの影響を与えているのではないのでしょうか。

比喩的ですが、水滴が落ちていくシーンを映写しています。水滴を裁判員として、水面といいますか水の所を司法とか社会になぞらえますと、波紋が起こされるというイメージ

ジです。先ほど四宮先生の最初のご報告で、キャプタン現象、磁石に吸い付けられる鉄粉の例えがありましたけれども、裁判員という一般の人が裁判に、司法に加わる。何でもなようなことでありながら、非常に大きな波紋が今、起きているのではないかということになります。もちろん、波紋がそのまま収束していくのか、それとも水滴が水の中に入って行って非常に大きな変革を起こすのか、これはこれから先を見ないと何とも言えないところかと思えます。

裁判員制度の概要からお話を進めていきます。いろんな方が本日お越しということだと思われましたので、確認を込めて書いていますけれども、くじで選ばれた20歳以上の国民が裁判員として裁判官とともに刑事裁判に参加するという制度ということになります。授業では確認クイズとあって、学生さんにどう思うかクイズで答えを聞いて回るのですけれども、今日はそれをするのは失礼かもしれませんし、時間もあまりないので下には降りません。一番初めの問いは、裁判員制度10年ということなのでお分かりと思えますけれども、2009年5月21日に法律が施行されているので、もう少しで10周年ということになるわけです。

評議、非公開の話し合いでどのように結論を決めるのか。多数決で決め、単純過半数ということになります。また、自分が裁判員候補者に選ばれた、あるいは裁判員に選ばれたことを公に語ってよいか。この点についても、ご承知のとおり、裁判が終わるまでは駄目ということになっています。しかし、裁判が終わって判決が出た後は、自分が裁判員を経験したことは公にしてよいわけです。本人がそれをOKすれば、望めばということです。

また、四宮先生のお話にありましたが、守秘義務というものがあり、評議の経過、意見の内容（誰が何を言ったか）、そして何対何の多数決で結論が決まったか、この三つについては、秘密にしてくださいということになっ

ています。しかし、他方でこの三つ以外のことは話していいわけです。公開の裁判で何が起こったのかとか、評議の話し合いでどのようなことを感じたのかとか、感想等を述べることは差し支えないとされています。この辺りは、裁判員制度の施行から10年たちまして、ご承知の方は多いと思えますけれども、一般の方の前で講話をすると、そうだったのですねということで、結構、クイズに正しい解答が出ないこと、当たらないことが多いので、あらためて裁判員制度について確認しておくことも重要かと思えます。

実施状況につきましては、これも先ほどからお話がありますけれども、1万人あまりについて有罪、無罪、あるいは少年の場合に家庭裁判所送致という、そうした判決が出されています。殺人等の罪の重い事件が多いということになります。これまで10年間で9万人あまりが裁判員、あるいは交代要員の補充裁判員を務めています。2015年の国勢調査で20歳から79歳までという人を拾ってみると、大体この1000倍です。ですので、この10年間で1000人に1人、おおむね国民が裁判員を務めたということになると思います。机上の計算ですとおおむね年間1万人に1人です。10年たったので1000人に1人。恐らく一生のうちで200人に1人ぐらいが裁判員を経験することになります。

アメリカですと、アメリカ人の3人に1人が一生のうちで陪審員を経験するといわれていますので、日本では対象事件の範囲が狭い、あるいは犯罪が少ないということもあって、裁判員を実際に経験する人がアメリカに比べてかなり少ないということが考えられます。

裁判員裁判は、様々な変化をもたらしています。刑事訴訟手続について、不必要な身柄拘束はしない傾向、あるいは捜査段階から取調べ過程を録画するとか、証拠開示、口頭主義化や、四宮先生が最初にご報告されたような内容の刑事訴訟手続についての全般的な影

響が見て取れるところです。身柄を不必要に拘束しない傾向があります。検察官が勾留請求したときの却下率は、以前は0.2%程度でした。1990年代はかなり低かったところ、最新の数字では5.89%に上がっています。数字としては少ないですけど、以前からの勾留請求却下率の数字を追っていると、かなり増えた印象があります。保釈率も増えてきています。裁判員裁判の前段階で、被疑者、被告人について警察の留置場や拘置所に不必要にとどめおくことを、以前ほどはしていないということです。

また、先ほど平山先生が性犯罪について起訴率のお話をされていましたが、起訴率が罪名によってですが殺人事件などでは下がっています。裁判官裁判時代の56.8%から2017年は28.2%へ落ちていることになります。

無罪率は裁判官裁判時代に0.6%だったのが0.9%程度になっています。微増ですが、さらに考えてみると、その前段階で検察官が起訴するかどうかの判断をしています。恐らく検察官が裁判員を脅威に感じて、どういった判断が出るか分からない、しっかりと証拠を吟味されてもしかしたら無罪になるかもしれないと考えて、無罪になりそうな事件とか責任能力が争われるようなものは、もしかすると起訴していなかったり、別の罪名にし、または裁判員裁判以外の裁判官裁判に係るように変えていたりする可能性もあります。そのような事前の検察官の起訴にあたっての考慮を考えますと、無罪率は、表面的には0.3%ぐらいしか上がっていないですが、潜在的にはといえますか、今までのように従来の検察官の起訴の在り方だったら、もっと無罪率が上がっていた可能性はあるのかなと、あくまで推測ですが、思うところです。有罪とするか無罪とするかの判断について、恐らく裁判員、一般の市民の方が入ったことで、証拠に照らしてより厳密に判断をしているのです。「疑わしきは罰せず」という原則に従って

る表れではないかと思われます。

他方で、有罪になった場合の量刑傾向について、性犯罪のお話が先ほどありましたが、罪名などによって変化があるという指摘があります。性犯罪などで重罰化傾向の一方、殺人罪も重罰化傾向はあるのですけれども、例えば老々介護で、介護がらみで生活に困って殺害に及んだなど、同情の余地のある事件などは、執行猶予が増える傾向にあります。

いずれにせよ、裁判員、市民の多様な考え方の反映を通じて、量刑の幅が広がっているということが全般的に言えるのではないのでしょうか。量刑についても、裁判員、市民の影響があるわけです。他方、せっかく裁判員に選ばれ判決を出したのに、後で高等裁判所や最高裁判所、裁判官だけの上級審で、裁判員がせっかく加わって出した判決が覆されてしまったり変えられたりする、これでは意味がないのではないかという指摘があります。以前の裁判官裁判時代のほうが実は第二審の破棄率は高かったのです。裁判員裁判は、始まって3年目ぐらいまでは比較的、破棄率が低かったのに、徐々に上がってきています。裁判官が裁判員裁判の判決を破棄することに慣れてきたのか、よく分かりませんが、裁判員制度開始から次第に時がたって破棄率が増えてきている傾向が見て取れます。事実誤認、量刑不当の理由にもとづく破棄も増えてきているので、実際にどのような判断を高等裁判所の裁判官がしているのか、検討を進める必要があるように思います。

また裁判員制度の趣旨としまして、裁判員に関する法律では、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上が挙げられていたわけですが、最高裁判所で裁判員制度の合憲性が争われた2011年の大法廷判決では、「国民と法曹、それぞれ理解を深めて長所が生かされるような刑事裁判を実現するものである」とか、後の裁判員候補者向けの最高裁長官の手紙を読みますと、「多角的な観点から検討を加え

た質の高い裁判」ですとか、現大谷最高裁長官は、「より分かりやすく多角的で深みのある裁判」というような表現をしています。最初は抽象的に、国民が司法に理解を深めるとか信頼を高めると言っていたのが、実際に裁判員裁判を進めていく中で、法曹と国民の関係、そして裁判の中身として質を高めるとか深みのある裁判というふうに、徐々に裁判所は言い方を変えてきていることが分かります。裁判員裁判が進むにしたがって、その趣旨、目的が、より裁判の中身に立ち入ってきている印象を受けるところです。裁判員を実際に務めた人ばかりでなくて、一般市民も裁判に対する印象を変化させている点は、後にデミトリ先生からお話があると思います。

しかし、一般市民の裁判員就任意向は低迷を続けています。参加したい、参加してもよいという人は、最新の調査では15%しかいません。また、裁判員の候補者に選ばれても辞退する人が3人に2人ぐらいいます。残った3分の1も、3分の2ぐらいしか来ない。したがって、100人のうち22~23人しか最終的な裁判員候補者に残らないことになってきます。

このように辞退率がだんだん上がってくると問題です。すなわち、裁判員をくじ引きで選ぶのは、社会の縮図、国民の縮図として、いろんな年代、あるいは男女比、そして職業の人に裁判員になってほしいという趣旨があるわけです。しかし、辞退する人が増えてくると、時間に余裕のある人とか、傾向として大企業では裁判員休暇など設けているところが多いので大規模企業の社員や公務員が多くなるとか、裁判員になる人の偏りが生じる恐れがあります。

ただし、これは日本に限ったことではなくて、文献によりますと、アメリカでも2割も実際には陪審員として呼ばれても行く人がいないとか、先ほど、デミトリ先生に伺ったらベルギーでも同じような感じだということです。いかに市民の司法参加制度を高く評価

している国でも、実際に自分が陪審員候補者になったら、面倒くさいとか仕事の関係で忙しいとか、心理的なストレスを感じそうだという理由で、断る人が諸外国でも多いといわれています。日本について、どこまで辞退率向上について問題視するのかは、国際情勢も踏まえて考える余地もあるかもしれません。

よくいわれていますとおり、一般市民レベルでは、あまり裁判員を務めたくないという敬遠傾向が強いです。他方、実際に裁判員を務めた人は、半分ぐらいの人はもともとあまりやりたくなかったものの、95%以上の人々が刑事裁判への参加について良い経験と感じたと回答していることが知られています。ですので、裁判員になる前となった後とで、かなり評価が変わってくることに特徴があります。ギャップが裁判員になる前と後であるということです。

裁判員に一般市民が日常生活を送る中で選ばれて、候補者通知が前の年の11月半ばに来て、翌年になって事件が起こり、2回目の通知で実際の裁判員裁判の日程を知らされて、裁判所での選任手続に進みます。しかし、裁判員を辞退する人、あるいは裁判所の最終的な選任手続に行かない人が増えている傾向があるということです。このような中で、裁判員裁判が日々、全国で行われています。

裁判員の敬遠傾向は裁判の長さによるともいわれます。四宮先生のお話でもありましたけれども、徐々に長くなる傾向が裁判員裁判にはあります。ただし大体、1週間か1週間少しぐらいで終わるのが平均的なパターンです。一番長かった裁判員裁判は207日、裁判が始まってから判決出るまでに延べ日数でかかりましたが、そうした長いものは比較的少ないです。しかし、一定の期間は務めないといけなないので、仕事を休まなければならないとか、介護、養育の関係で支障があり得るなどの負担は、否めないところです。

評議をして判決に関わって、裁判官と同じ

一票を持って市民が判断に加わって結論を決めていくわけです。裁判員を務める市民の立場から考えてみますと、裁判員に選ばれている間は、裁判所は非常に親切にしてくれます。裁判官も裁判所の職員もいわば厚遇してくれるのですが、その前と後にいまだ問題が残っていると思っています。まず、事前の情報の少なさです。法律、裁判員裁判の刑事訴訟手続、裁判の原則などは、これまであまり学校で教えられてこなかったということもあり、近年ようやく少し変わりつつありますけれども、根本的に法や司法は市民にとって身近ではありません。困ったことがあって、すぐ相談できる弁護士がいるかとなると、なかなかないのではないのでしょうか。模擬裁判員を経験した人もあまり多くはないのではないのでしょうか。そして、裁判員の仕事が終わると、もう何も無いわけです。裁判所のアフターケアとして、心理的にストレスを抱えている人向けのメンタルヘルスサポートという電話や面談の機会がありますが、それ以外はありません。

日常生活に裁判員を終えて戻り、わだかまりやストレスを感じ、あの体験は何だったのだろうかと思ひ、法律的にもよく分からない点が残っている裁判員経験者は多いのではないのでしょうか。そうしてもやもやが残ったまま、守秘義務が拡大解釈されて裁判員の経験を誰にも話せないことが考えられます。周りの人も気遣って聞かない場合が多いようです。もう9万人ほど、裁判員・補充裁判員を実際に経験した人はいるはずなのですが、裁判員ビフォア・アフターについて、いまだ十分なケアがなく、手当てされていない状況ではないのでしょうか。

メンタルヘルスサポート窓口は、最新の統計では410件、これまでの10年間で利用件数あったということです。この件数の多寡については、評価が分かれるかもしれません。よほど深刻に悩みを抱えている裁判員経験者は

電話したりメールをしたり面接で対応してもらえるにしても、そこまで深刻でない人はどうしているのでしょうか。全国の裁判所で意見交換会を設けていますが、基本的に裁判官、検察官、弁護士、あるいは記者から質問を受けて答える程度なので、一般の人が自由に入って質問したり、裁判員の人が自由に意見交換したりする場ではありません。

そうした状況の中、民間でぽつぽつと裁判員交流団体が立ち上がってきています。LJCCは、裁判員経験者が主体の団体で、交流会を東京その他で開いたり、大学の授業等で講話をしたりしています。裁判員経験者ネットワークは、原則非公開で、弁護士、臨床心理士が同席して、裁判員経験者の方の悩みを聞いたり語らいに同席したりします。インカフェ九州は、裁判員を実際に経験した人がもやもやを抱えて話す場がないということで団体を立ち上げたところです。大阪の裁判員ACTは、様々な裁判傍聴等の活動の他、裁判員を経験した人に話を聞いたりする活動をされています。このように、東京、大阪、福岡を中心に、ささやかながら市民や裁判員経験者の参加できる民間団体はありますが、他の仙台とか札幌などの大きな都市でも、こうした催しはないということになります。栃木にも恐らくないですよ。

裁判員ラウンジは、私が関わって行っており、2014年から3カ月に1回、今まで18回ほど行っています。公開で、無料で誰でも来られることをうたってしまして、これまでの参加者は延べ400人ぐらい、裁判員を経験した人は計23人を数えます。丸く輪になって座り、主に裁判員の経験した人のお話を聞いたり、自由に質問したり、意見交換をする場になっています。

裁判員ラウンジでは、裁判を経験した人の心の負担軽減のほか、法律的な問題とか悩みの解消にもなっています。裁判で分からないことを持ったままの人は、結構、裁判員経験

者の方でいらして、そうした方が弁護士あるいは私に法律的なことを聞いて、疑問が氷解することもあるようです。加えて、思いがけないこととして、裁判員経験者の方が自ら経験を伝えたいということで、非常に主体性を近年発揮されています。この会場にお越しの高橋さんという裁判員経験者が昨日の朝日新聞に掲載されていましたが、この方は、裁判員の経験を良い経験だったで終わらせず、社会に還元したいという気持ちをお持ちです。経験者が発信しないと必要以上に自制する空気が強まるというお考えで、発信しておられ、裁判員ラウンジにはほぼ毎回、お越しいただいています。

裁判員経験者の方を含めて寄稿いただいた本が先頃できて、これを読むと、裁判を経験した人が未経験の市民に対して裁判員の務めを勧めていることが印象的です。もちろん本当に心理的負担や不安があれば裁判員を無理には勧めないけれども、迷っているのならばやってみたらいいのではないかと、いろんなことを経験できますよ、社会の一員としての実感が生まれますよ、といったことを書かれています。「資料集」42頁以下に実際に裁判員を務めた野口さんの手記が載っていますので、ご覧いただければと思います。ご主人に裁判員になることを反対されたなど、女性が裁判員になることを妨げるジェンダー的な要因をうかがわせるような記述もあって、興味深いところです。

この10年間、様々な経過がありましたけれども、水のしずくのような形で落ちてきた裁判員という存在が、裁判の中身のほか、刑事訴訟手続全般、裁判員を経験された方ご自身、一般市民全体、あるいは社会に影響力を及ぼしつつあるのではないかとというのが、私の見立てです。客観的に検証するのは難しいですけれども、10年たって裁判員を経験した人の発信まで起こってきました。今後もそうしたことが起こってくることは予想される

ところです。ただし、10年たって、当初の予想と異なり、裁判員になりたいという人はあまり増えませんが、裁判員制度が市民にさほど身近になっていないようです。

無罪率も、もっと上がるのではないかと思っていましたが、起訴の在り方に関わりませんが、表面的にはあまり上がっておらず、予想と外れたことです。他方、予想以上なのは、裁判所、裁判官が裁判員制度を非常に後押ししていることです。最近も新聞記事で現職裁判官の方がインタビューにたくさん応じています。こういったことは今までなかったのです。最高裁判所のお墨付きがないと、メディア対応をまず裁判官はしなかったですから。裁判員制度のPRということで、公式にOKが出たのかもしれませんが。裁判官が「裁判員制度を良い」と語り始めていることは、非常に大きな変化だと私は思います。このように裁判員裁判には大きな影響力があるように見受けられますが、今まで語られてきたような、国民が司法に対して理解を深め信頼を向上させることに加えて、何が起こっているのでしょうか。裁判員経験者の方による発信などを含めて、裁判員制度の社会的な実態面を、私の専攻する法社会学の見地からも、あらためて研究を進める余地があると考えています。

裁判員裁判の10年目にあたり、様々なメディアで特集記事が組まれています。私が懸念するのは、メディアの注目は今月中で終わり、来月になったらほとんど裁判員制度について報じられなくなるのではないかとということです。今、注目されて、注目が薄れると予想される中で、今後、裁判員制度をどうするのかを長期的に考え、この10年間をしっかりと検証して次に生かすことが必要だと思えます。ご清聴いただき、ありがとうございました。

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク 「変動する社会における市民の司法への信頼： ベルギーから見た裁判員制度10年の歩み」

「陪審制、特に民事陪審制のおかげで、裁判官の心の慣習の一部は、すべての市民の精神へと伝播する。自由のための最良の準備となるのは、この習慣に他ならない。」

アレクシス・ド・トクヴィル (1830)

Source: アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』第1巻(上)、松本礼二訳、岩波書店[岩波文庫]、2005年、p.219-220。

序

市民が刑事裁判手続に参加する新たな機会を得てから、ほぼ10年が経過しました。2009年5月21日に施行された「裁判員法」(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)の下で実施されている裁判員制度は、様々な理由で待ちに待った改革であったといえます。日本では、1928年から陪審裁判が行われていましたが、戦争の激化などを理由に、1943年に停止されました。戦後、いくつかの弁護士会や市民団体は、市民が刑事裁判に参加することの必要性を主張し、その復活を求めてきましたが、実現せず半世紀以上が経過しました。

「市民が、刑事裁判手続に参加できるようにしよう」という声に賛同者が増えたのは、1980年以降のことです。免田栄氏など、数名の死刑囚の無実が明らかになったことが、大きなきっかけです。「もしかしたら、まだほかに冤罪で無実の罪を背負わされている人がいるのではないか」。精密司法の神話が崩れ、市民の間に、司法制度に関する不信感が生まれました。当時、東京大学の教授で

あった平野龍一氏は、「絶望的」な状況にある日本の刑事司法手続が信頼を回復するためには、陪審制度か参審制度を導入しないと主張しました。エリートである裁判官・検察官の閉じられた世界で、暗黙の了解のうちに有罪を前提とした「裁判」が行われていると、市民は感じるようになっていました。

1980年代から1990年代には、ベルギーでも、司法制度に対する市民の不信が高まっていました。十数人を殺害した組織犯罪に対する捜査の失敗、左翼テロ組織に対する捜査への不満、1991年の元首相殺害事件など、様々な事件を通じて、市民の間に、警察・司法は十分機能していないのではないのかとの不満が強まりました。そして、1996年の夏に発覚した、連続少女誘拐殺人事件で、市民の怒りは頂点に達しました。犯人は、かつて強姦罪を犯しながら、刑期の三分の一程度で釈放された人物でした。1998年の彼の脱獄をきっかけに、30万以上の市民が司法制度と警察制度の速やかな改革を求める、いわゆる「白の行進」を行いました。

1980年代から1990年代にかけて、日本とベルギーではともに、司法制度に対する信頼が大きく揺らぎ、信頼回復のための改革が求められたのでした。

司法制度の信頼回復について

ところで、「司法に対する信頼」とは、具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。近年の「信頼」概念に関する法社会学の知見を参考に(例えばTom Tyler¹、Mike Hough²、Jose Juan Toharia³などの研究があります)、その内容を考えてみたいと思います。

司法制度は、「効率性」と「正統性」のバランスの上に成り立っています。「効率性」

1 Tyler, Tom R, Procedural justice, legitimacy, and the effective rule of law. *Crime and justice*, 2003, 30: 283-357.

2 Hough, Mike, Jonathan Jackson, and Ben Bradford. "Legitimacy, trust and compliance: An empirical test of procedural justice theory using the European Social Survey." (2013).

3 Toharia, Jose Juan., "Evaluating Systems of Justice Through Public Opinion: Why, What, Who, How, and What For?." *Beyond common knowledge: Empirical approaches to the rule of law* (2003): 21-62.

というのは、持ち込まれた事案を迅速に解決することを、一方、「正統性」というのは、当事者が、法曹、特に裁判官の権威を認め、提示された解決策に納得することを意味します。「効率性」は、司法制度の活力と関わり、「正統性」は、司法制度の支持に関わります。「効率性」と「正統性」のバランスが取れることによって、司法、そして法に対する信頼が生まれるのです（いわゆるコンプライアンスにも影響します）。

この2つの要素のうち、「正統性」は、市民が「法を守ることは正しいことである」、あるいは、「法を守るべきである」という倫理感を持つ上で大切です。いわゆる手続的公正論 (procedural justice theory) の中心概念となるのは、「正統性」です。特に、司法制度を円滑に運用していく上で非常に重要な要素だといえるのが、司法機関が裁判手続を行う資格があると市民が認識する、「認識されている正統性」です⁴。

ヨーロッパやアメリカの法社会学では、「内面的コンプライアンス」、「自発的コンプライアンス」、「道徳的コンプライアンス」が、コストの面だけではなく、安定性（持続性）のためにも有効であると指摘されています。つまり、「効率性 (effectiveness)」以上に、市民が司法手続を公平 (fair) なものであると認識することが、司法制度にとっては重要なのです。市民がこのような意識を持つことは、司法制度を機能させるだけでなく、安定した社会秩序の形成・維持にとっても重要だとい

えるでしょう⁵。

市民に支持されなければ、司法制度は機能しません。「刑事司法手続は、一方的な司法サービスではなく、法曹と市民との共同作業なのです」。⁶司法制度とは、信頼性、特に正統性がなければ、十分には機能しないものなのです。司法制度に対する信頼に関して、Martin Loughlinの説明は非常に説得的です。

「裁判官の判断によって市民は、自由と財産にとどまらず、子供を失うことさえあります。裁判官が持つ権力は、非常に大きなものです。このような権力が受け入れられるためには、司法プロセスは、一般の人々では行うのが難しい、合理的で冷静に紛争を解決することができるというイメージを守する必要があります。」⁷

Jose Juan Tohariaは、司法に対する信頼 (trustworthy and credibility) にとって重要な、「正統性」をさらに細かく分析しています。第一に挙げられるのは、政府、財界、影響力のある社会団体 (powerful social groups) などの介入を受けないという、「司法の独立 (Judicial Independence)」です。次に挙げられるのは、「司法の開放性」、つまり「アクセシビリティ (Accessibility)」です。開放性の判断材料としては、地域による裁判所の数や利用しやすさについての差、手続の複雑さ、専門用語の難度、費用などがあります。そして、第三に挙げられるのが、「中立

4 M. Hough et al., "Legitimacy, trust and compliance: An empirical test of procedural justice theory using the European Social Survey." 2013, p. 204.

5 Beetham, D., *The Legitimation of Power*. Basingstoke, 1991.

6 (the criminal justice process "is a collaborative process and not just about delivering services" Hough et al, "Legitimacy, trust and compliance: An empirical test of procedural justice theory using the European Social Survey." 2013, p. 207.

7 "As a consequence of the decisions of a judge, citizens lose their liberties, their property and their children. This is indeed an awesome power, and to enable that power to operate effectively we are obliged to hold on to this image of the judicial process as one which transcendent the foibles and flaws which afflict ordinary individuals." Loughlin, Martin. *Sword and scales: an examination of the relationship between law and politics*. Bloomsbury Publishing, 2000, p. 62.

性 (Impartiality)」です。裁判構成に、過度な偏りがあるはいけません。裁判官は社会を代表する存在でなければなりません。つまり、性別、出身に偏りなく、また、様々な社会経験を持つ人物が、裁判官になるのにふさわしいといえます。Tohariaが最後に挙げているのは、「説明責任義務 (Accountability)」です。この場合の説明責任は、個々の事案の判決に対する説明責任義務だけではなく、市民に対して、裁判所の組織や運営について説明する、より広い義務を意味しています (“the way they generally carry out their assigned functions” ? Toharia, p. 31-33)。

それでは、これまで述べてきた「司法に対する信頼」に関する知見をもとに、日本の司法制度を分析してみたいと思います。具体的には、司法制度改革が行われる以前の問題点とともに、司法制度改革の効果、刑事司法手続における市民参加、特に裁判員制度の10年間の成果について述べていきたいと思いません。裁判員制度を手がかりに、ウォルフエンソンが強調する、司法制度改革の最も重要な目的であった司法に対する信頼向上、つまり、司法文化の改革が達成されたのかを考察したいと思います。この問いは、日本における「法の支配」の定着、つまり、法と民主主義との密接な関係について、市民の認識が深まったかを知る手がかりになると思います。

“The rule of law must also exist in the consciousness of the people. There must be a culture of respect of the rule of law. The culture may be invisible, but it is critically important: without it, people, society and governments cannot, ultimately, survive.”⁸

今述べた「正統性」の4つの要素のうち、1990年代の日本で特に問題があったのは、アクセシビリティと中立性でした。一方ベルギーでは、特に司法の独立性と説明責任義務に問題がありました。

ベルギーの重罪裁判所における陪審手続は、有罪・無罪を決める段階と、有罪と判断された被告人の量刑を決定する段階の2つに分かれます。第一段階は、12名の陪審員のみで評議が行われますが、第二段階の量刑判断では、3人の裁判官が加わる仕組みになっています。公判手続が終了し、評議を開始する前に、重罪裁判所長が配布する質問表に、陪審員はYes・Noで答えます。陪審員は、全ての質問に答える義務があります。

評決の根拠として求められるのは、陪審員の「確固たる確信」(フランス語で: intime conviction)のみです(ベルギー刑法342条)。評決は、単純多数決によって決まりますが、有罪と無罪が同数の場合には、無罪判決が宣告されます。7対5で有罪評決になった場合には、裁判長にその旨を伝えます。そこで裁判官3人による投票が行われ、その多数決により有罪・無罪が決められます。

ベルギーで、司法制度に対する信頼を回復するための改革の1つとして、陪審制度改革が取り上げられるようになったきっかけは、欧州人権裁判所(第二部)が、ベルギー政府に賠償金の支払いなどを命じる判決を下したことです。2003年10月から2004年1月まで、5名の被告人に対する陪審裁判が、ベルギーのリージュ市で行われました。このとき、被告人の一人から、裁判長が陪審員に渡した質問票では自身に関する質問が少なく(31問中4問)、また、質問の内容からは有罪になった理由が分からないとの訴えがなされました。これに対し、欧州人権裁判所は、重罪

8 J.D. Wolfensohn, *Opening remarks to the law and Justice Conference*, Saint Petersburg, July 2001 – cited in Toharia, p. 39.

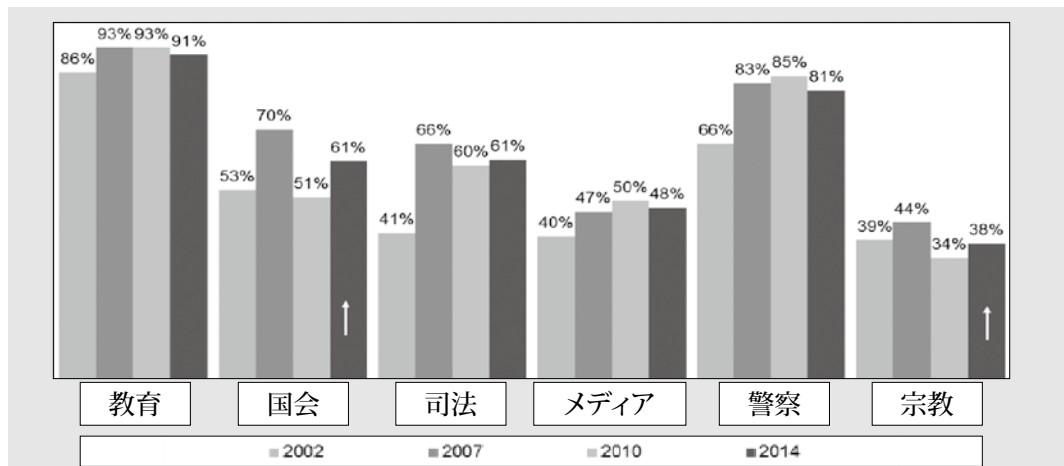
裁判所の有罪判決に理由が添えられていない点が、欧州人権条約6条1項に違反すると判断しました。2009年1月13日の欧州人権裁判所判決は、「判決を理由付けることは公正な裁判の保障に不可欠であり、独断的な判断に対する防壁でもある」⁹とし、さらに、「少なくとも有罪判決に至った主な理由が示されていなければ、被告人は判断の理由を理解することができず、判決を受け入れることができない」と述べたのです。そして欧州人権裁判所は、ベルギー王国に対し、欧州人権条約6条を尊重し、再審理、もしくは審理を再開するよう命じました。この判決の影響は大きく、ベルギーは、現行重罪裁判所における陪審裁判を改革せざる得なくなりました。

陪審裁判の判決理由に関する改革は、最初に、陪審員による評決の結果を、封をした状態で裁判所書記官に渡し、その後、陪審員と裁判官が評議室で理由書を作成し、判決宣告の時に読み上げることとしました。この改革によって「正統性」を強め、司法制度に対する信頼を回復しようとしたのです。しかし、2016年に、この改革には「効率性」の観点から疑問が呈され、事実上の廃止が提案

されました。2016年1月1日から、全ての事件は職業裁判官によって裁かれることとなり、1830年のベルギー建国時から行われてきた陪審裁判は消滅してしまいました。しかし、2017年12月に、ベルギー憲法裁判所が、「陪審裁判の事実上の廃止は、ベルギー憲法150条（Article 150：A jury is sworn in for all criminal matters, as well as for political and press offences, with the exception of press offences motivated by racism or xenophobia.）に違反するものである」との判断を下し、陪審裁判は復活しました。さらに現在、陪審制度の改革が進められています。報道によれば、日本の裁判員制度に非常に近い制度が導入されるようです。

ヨーロッパ全体から見れば、まだまだですが、様々な改革の結果、ベルギーにおける司法制度に対する信頼は増してきています。例えば、2002年の意識調査によれば、司法制度をある程度信頼していると回答したのは、41%だったのに対し、2014年の調査では61%まで上昇しています（表1）。しかし、陪審裁判に関しては、支持が低下しているというのが現状です。2014年の意識調査でも、陪審裁判より

表1：ベルギーでの制度に対する信頼度



Source: ベルギー司法高等評議会 (The High Council of Justice), The Fourth Justitiebarometer (Opinion Survey on Justice): at: http://www.csj.be/sites/default/files/press_publications/justitiebarometer_2014.pdf

9 “La motivation est indispensable à la qualité même de la justice et constitue un rempart contre l'arbitraire.”

も職業裁判官のみによる裁判を望むという意見が多くを占めています。

信頼回復の道

ベルギーにおける改革で特に重視されたのは、「説明責任義務」の改善です。ベルギーでは、「司法の独立」と「説明責任義務」が、司法制度が信頼を失った原因であると考えられていたからです。

これに対し、日本の司法制度が信頼を失っていた原因として考えられたのは、アクセシビリティと中立性です。アクセシビリティ、つまり「司法の開放性」に関していえば、「地域により裁判所へのアクセスのしやすさが違う」、「手続が複雑すぎる」、「用語が難しく、内容が理解しにくい」、「費用が高い」、「事案の処理に時間がかかりすぎる」といった問題が指摘されてきました。一方、「司法の中立性」に関していえば、「裁判官の『個性』が見えない」、「『世間知らず』な裁判官がいる」といった批判が投げかけられました。これらは、1982年に「陪審裁判を考える会」を設立した伊佐千尋氏がよく指摘していた点でもあります。あるシンポジウムで伊佐氏は、島田事件について次のようなことを述べています。島田事件にも今までの冤罪事件と共通の構造が見られる。すなわち、見込み捜査、別件逮捕、自白の強要、自白の信用性・任意性について裁判所が判断を誤ったこと、裁判所が鑑定人の権威に盲従したこと。伊佐氏は、もし裁判官が、一般の人と同じ感性をもって被告人の訴えに耳を傾け判断していれば、島田事件だけでなく、そのほかの冤罪事件も防ぐことができただろうと述べています¹⁰。伊佐氏の「陪審裁判を考える会」は、より多くの「目と耳」を裁判に入れることで、自白の強要などを防ぐことはでき、また、強要され

た自白、また、信用性・任意性に問題がある自白も発見できると主張していました。

裁判員制度は、社会が変動する中で、その波を受けつつ作られた法律であるといえると思います。刑事事件における裁判有罪率の高さが知られるようになったこと、また、主に1980年代に、死刑確定囚に対して再審無罪判決が次々と出されたことで、多くの人々が刑事裁判の公平さに疑問を持つようになったことが、社会変動を生み出した大きな要因だといえます。裁判員制度は、多くの人々の疑問に答えるために、手続が公正に行われることを保障するだけでなく、市民が、職業裁判官と同等に、被告人の有罪または無罪の認定と量刑にかかる評決に参加するものとして導入されました。また、市民が国家権力の行使に参加する裁判員制度は、1990年代に見られるようになった、国家と市民との関係の変化を象徴するものでもあり、日本における民主主義の在り方を問う、重要な改革だったといえるでしょう。

裁判員制度10年の歩み

裁判員制度が開始されてから、10年が経過しました。そこで、この10年を一つの区切りに、その歩みを振り返って、裁判員法1条が定める裁判員制度の最も重要な目的である、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」が、どれくらい実現されたのかを分析していきたいと思います。そのために、これまで実施されてきた意識調査を利用していきますが、その際には、回答者のグループに注意する必要があります。先行研究によれば¹¹、回答者は、4つのグループに分けることができます。第1のグループは、「管理者 (operators)」、つまり、裁判官と、裁判所書記官などその他の裁判所職員の

10 Source: 公開シンポジウム「冤罪は、なぜ起きるのか」(2006) <https://core.ac.uk/download/pdf/71787877.pdf>

11 Toharia, Jose Juan, "Evaluating Systems of Justice Through Public Opinion: Why, What, Who, How, and What For?." *Beyond common knowledge: Empirical approaches to the rule of law* (2003): 21-62.

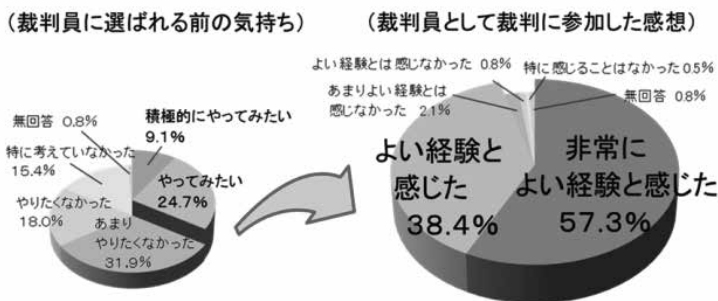
ことです。第2のグループは、弁護士、研究者、ジャーナリストなどの「専門家 (related professionals)」です。裁判員は、この第2グループに含めてよいと思います。この2つのグループに共通しているのは、司法制度のエキスパートであるという点です。これに対し、第3と第4のグループは、司法制度のエキスパートではありません。第3のグループは、「利用者 ([former and] actual users)」です。民事裁判や刑事裁判に当事者として参加した市民、または、現在参加している市民を指します。そして、最後の第4グループは、将来、司法制度を利用する可能性がある「潜在的利用者 (potential users)」です。要するに、これまで司法制度を利用したことがない市民のことです。

この4つのグループのうち、「司法に対する(中略)信頼の向上」の鍵を握っているのは、第2グループです。この「専門家」のグループは、司法制度の「内」にいる「管理者」と、「外」にいる「利用者」の架け橋となることができる存在だからです。裁判員制度に関していえば、弁護士、研究者、ジャーナリ

ストも大切ですが、市民から選ばれた裁判員が司法制度に対してどのような印象を抱いているのが注目されます。これに関し、最高裁判所が行っている調査の中の「裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した後の気持ち」という項目の結果を見てみると、裁判員に選ばれる前は、「裁判員を積極的にやってみたい」または「やってみたい」と回答した人は33.8%だったのに対し、実際裁判員を経験した後は、「裁判員として裁判に参加したことは非常によい経験と感じた」または「よい経験と感じた」と回答した人は95.7%に上っています。経験者は、概して裁判員制度に対して良い印象を抱いていると評価してよいでしょう(グラフ1)。

今年2月末までの統計によりますと、制度施行以来、約1万2,000人(n=11,948)が裁判員裁判で裁かれましたが、これには、9万人(n=90,339)を超える市民が、裁判員あるいは補充裁判員として参加しました¹²(表2)。性別は、2016年末で男性が55%、女性が45%で、世代では、2017年末で40代から60代の人々が61.7%を占めています¹³。職業で

グラフ1：裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した後の気持ち



選ばれる前に「(積極的に)やってみみたい」と思っていた方は33.8%でしたが、参加後には95.7%の方が「(非常に)よい経験」と感じられており、充実感をもって職務に従事していただけたことがうかがえます。

Source: 裁判員裁判の実施状況～経験者の声もお知らせします～
(http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/h29_jissi_matome.html)

- The Supreme Court (ed.), 裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成31年2月末・速報) [Report on the Results of the Implementation of the Saiban'in Trials (from the start of the implementation until March 2018)], March 2018. Available at: http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h31_2_saibaninsokuhou.pdf
- The Supreme Court (ed.), 裁判員裁判の実施状況-経験者の声もお知らせします- [The Situation of the Implementation of the Saiban'in Trials: informing about the former lay judges' voices too], April 2017, available at http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h28_jissi_matome.pdf.

は、会社員（パート・アルバイトを含む）が最も多いですが（71.3%）、次に多いのは、学生・無職・その他（10.2%）、専業主婦（主夫）（9.4%）です¹⁴。以上が、裁判員となった市民の特徴ですが、忘れていけないのは、裁判員候補者として選任された市民の数です。先ほど9万人の市民が裁判員裁判に参加したと申しましたが、候補者として選任された市民は、約120万人（n=1,197,193）に上ります。なぜ、候補者にとどまった市民にも注目する

のかというと、彼女・彼らは、候補者となっていない市民よりも、裁判員制度や司法制度に関心を寄せただろうと考えられるからです。裁判員となった市民は、全人口の1,000人に1人にも満たないのですが、候補者となった市民まで含めると、全人口の100人に1人が、これまで以上に司法制度について考える機会を持ったといえます。もちろん、裁判員や候補者の家族や周囲の人を含めると、裁判員制度の導入をきっかけに、ここ10年で司法制

表2：裁判員裁判における選任手続(2009 - 2019)

年	選定された裁判員候補者 (A)	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者 (B)	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者 (C)	選任手続期日に出席した裁判員候補者 (D)	出席率 (%) (出席が求められた裁判員候補者/選任手続期日に出席した裁判員候補者)	出席率 (%) (選任手続期日に出席した裁判員候補者/選定された裁判員候補者)
2009	13,423	9,638	3,185	5,415	83.9	40.3
2010	126,455	94,210	34,146	48,422	80.6	38.3
2011	131,860	94,109	37,777	44,150	78.4	33.5
2012	135,535	97,047	42,443	41,526	76.0	30.6
2013	135,207	95,541	43,451	38,527	74.0	28.5
2014	123,049	86,294	40,351	32,833	71.5	26.7
2015	132,831	92,076	43,806	32,598	67.5	24.5
2016	127,811	88,326	41,563	30,313	64.8	23.7
2017	120,187	84,176	41,707	27,152	63.9	22.6
2018	127,490	87,787	44,907	28,961	67.5	22.7
2019	7,530	5,031	2,423	1,703	65.3	22.6

Source: The Supreme Court (ed.), 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成31年2月末・速報）[Report on the Results of the Implementation of the Saiban'in Trials (from the start of the implementation until March 2018)], March 2018. Available at: http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h31_2_saibaninsokuhou.pdf

14 *Id.*

度はぐっと身近なものになったといえるかも知れません。

統計からは、10年の間に変化が生じていることもうかがえます。平均実審理期間は制度が開始された2009年には3.7日だったのが、昨年2018年には10.8日まで伸びています（表

3）¹⁵。また、平均評議時間も、2009年には6.6時間だったのが、昨年は倍以上の12.9時間になっています（表4）。日数・時間だけ見ると、裁判員に対する負担は増えているといえるでしょう。意識調査によれば、「裁判が迅速になった」という回答は、裁判員制度が導入さ

表3：平均実審理期間（日）(2009-2019)

年	総数	自白	否認
2009	3.7	3.5	4.7
2010	4.9	4.0	6.6
2011	6.2	4.5	8.5
2012	7.4	5.0	10.1
2013	8.1	5.8	10.5
2014	8.2	5.9	10.8
2015	9.4	6.2	13.0
2016	9.5	6.7	12.6
2017	10.6	7.2	13.5
2018	10.8	7.3	14.0
2019	11.0	6.7	15.8

Source: The Supreme Court (ed.), 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成31年2月末・速報）[Report on the Results of the Implementation of the Saiban'in Trials (from the start of the implementation until March 2018)], March 2018. Available at: http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h31_2_saibaninsokuhou.pdf

表4：平均評議時間の推移（時）(2009-2019)

年	総数	自白	否認
2009	6.6	6.2	7.9
2010	8.4	7.3	10.3
2011	9.4	7.8	11.6
2012	10.3	7.9	13.1
2013	10.5	8.3	12.9
2014	11.2	8.8	13.9
2015	11.9	9.0	15.2
2016	12.1	9.3	15.2
2017	12.6	9.6	15.2
2018	12.9	9.7	15.9
2019	12.2	8.9	16.1

Source: The Supreme Court (ed.), 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成31年2月末・速報）

表5：裁判員裁判による有罪率（2009－2015）

年	被告人数	有罪	無罪	その他 ^{注1}	有罪率(%) ^{注2}
2009	149	142	0	7	100.00
2010	1530	1504	2	24	99.86
2011	1570	1514	10	46	99.34
2012	1526	1488	9	29	99.39
2013	1415	1374	12	29	99.13
2014	1220	1195	7	18	99.41
2015	1206	1171	8	17	99.32
総数	8616	8388	48	170	99.43

注1:「その他」は公訴棄却または管轄違いによる移送を指す。

注2:有罪率は有罪人員÷(有罪人員+無罪人員)×100で計算した。

れた当時に比べ、大きくその割合を減らしています。裁判員に対する負担の増加を反映したものだといえるでしょう。

次に判決の内容を見てみますと、有罪率は少し低下しましたが、裁判員制度導入前後であまり違いはありません(表5)。なお、すでに指摘されているように、裁判員制度が導入される以前に比べて、厳罰化の傾向が見られます。

先ほど、裁判員制度を通じて、市民にとって司法制度がより身近な存在になりつつあるのではないかと申しました。裁判員制度は、司法制度が「正統性」を得て、市民から信頼を得ていくことに貢献できていると考えられるのですが、こうした立場からすると、少し気になるデータもあります。それは、裁判員裁判の数が減少してきていることです。裁判数は、2011年から減少してきています(2011、n=1570)。また、裁判員候補者の選任手続期日への出席率が著しく低下してきているのも、気になる点です。2010年には、約12万6,000人(n=126,465)が候補者に選定され、約9万4,000人(n=94,220)に期日の通知・質問票が送付されました。そのうち、辞退者(n=34,147)を除いた候補者の80.6%が、選

任手続期日に出席しました。これは、国際的に見て非常に高い数字です。しかし、2018年には、選任手続期日への出席率が67.5%まで下がっています。これでもまだまだ高い割合だとは思いますが、出席率は年々悪くなっています。この数字は、市民が裁判員になることを避けるようになってきているのではないかと危惧を抱かせるものです。

裁判員制度10年の歩みとその成果

市民が国家権力の行使に参加する方法としては、選挙が一般的ですが、裁判への参加もまた、民主主義的な政策決定について豊かな伝統を持つ多くの国々で重視されてきました。しかし、そういった伝統を持つ国の出身者の中にも、裁判員裁判が開始されるまでは、日本において市民の裁判参加がうまくいかどうか疑問の声がありました。「これまでほとんど接点のなかった刑事裁判において、市民は、冷静に、適正かつ公正な判断ができるのか?」、「文化的な観点から見て、市民の刑事裁判への参加という仕組みを受容するのは難しいのではないか?」、「裁判員たちは、エリートである職業裁判官に威圧されてしまい、市

民が独立して裁判に参加する機会にならないのではないか？」というのが、多くの言い分でした。そして、もちろん日本の国内にも、裁判員制度に対して疑問を投げかける人は、少なくありませんでした。

しかし、現在の状況を見る限り、裁判員制度導入前に見られた、こうした懸念は、杞憂に終わったとあってよいでしょう。裁判員を経験した95%以上の市民が、裁判員の経験に満足したと回答しており、そして、そのほとんどが、積極的に評議に参加したと述べています。裁判官たちも、裁判官3名と裁判員6名からなる裁判体の全ての構成員が、評議の場において、ひとしく議論と決定に参加できるように、調整役あるいは進行役としての努力を惜しみませんでした。

また、裁判員制度のおかげで、これまで専門家のものであった公判は、市民に分かりやすいものになりました。「素人」である裁判員のために、刑事裁判に参加する法曹三者は、日常用語で、また、パワーポイントなどを用いて分かりやすく説明を行うようになりました(表6)。

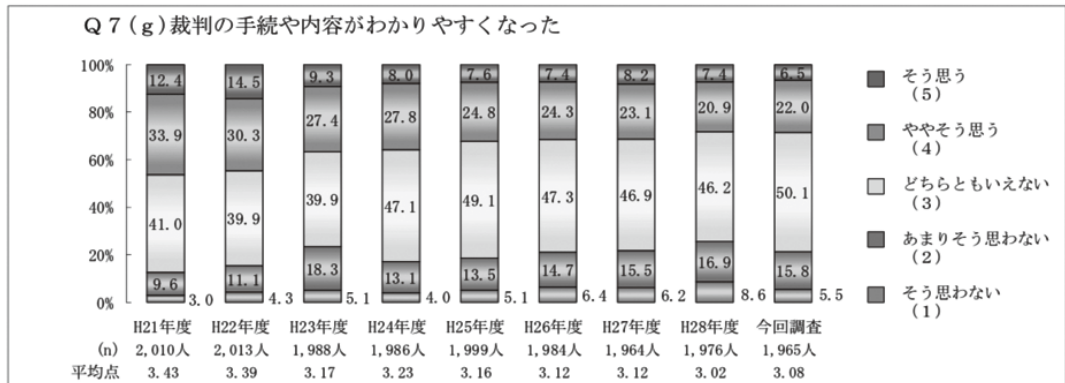
立法者たちは、裁判体において職業裁判官の倍の人数を占めさせることによって、裁判員の意見に重みを持たせることを目指しまし

たが、その狙い通り、裁判員が公判の内容を理解できるよう、「専門家」である法曹は、最大限の努力を払いました。さらに、裁判員が参加する公判のほとんどが、短期かつ集中的に開かれました。市民が、裁判員という義務を無理なく果たすことができるようにとの配慮によるものです。

開始から10年が経過した今日から見ると、裁判員制度は一応成功したと評価できると思います。昨年1月の意識調査結果を見ると、「裁判員制度が始まる前の印象」に比べて、「司法制度が身近になった」など、多くの項目で改善が見られます。しかし、「裁判員制度の実施により期待すること」との間には、まだ乖離が見られます(グラフ2)。したがって、今後も、司法制度に対する信頼を回復するために、国民が期待する裁判員制度に向けて、さらなる努力が必要になると思います。

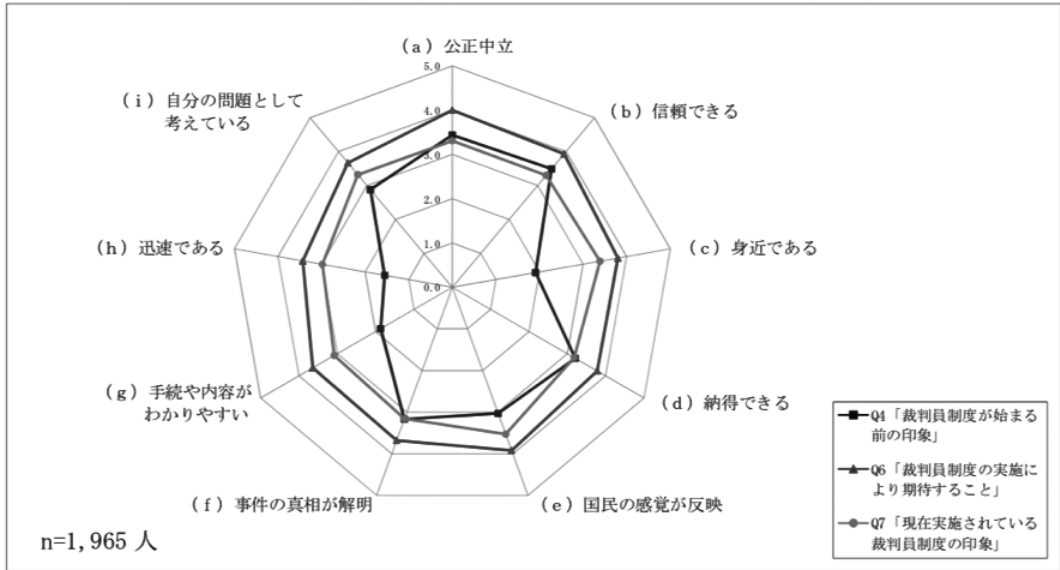
そのために重要だと考えられるのが、コミュニケーションの改善です。ここでいうコミュニケーションには、2つの方向性が考えられます。1つは、積極的に裁判員裁判に参加することが望ましいことだと市民に認識させるためのコミュニケーション、すなわち「規範的コミュニケーション」です。もう1つは、司法制度の内容、特に刑事司法手続に関する

表6:裁判の手続や内容の分かりやすさ(意識調査)



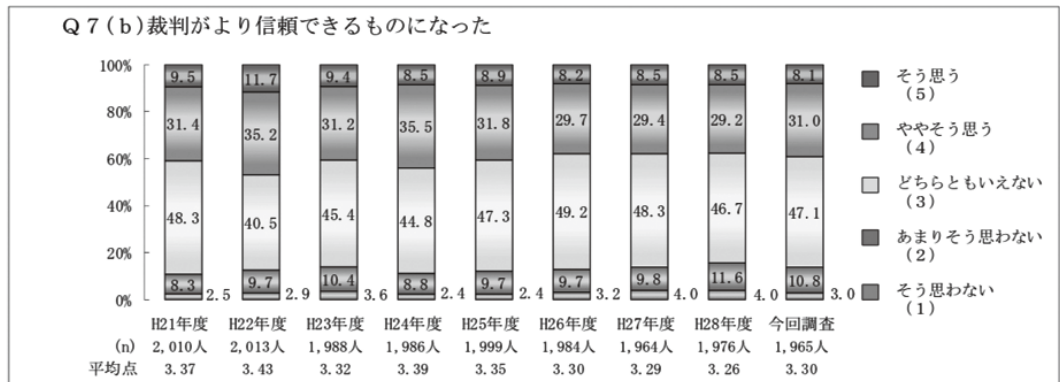
Source: 最高裁判所、裁判員制度の運用に関する意識調査(平成31年1月)
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/30-i-4.pdf

グラフ 2：制度開始前・実施への期待・実施後の変化



Source: 最高裁判所、裁判員制度の運用に関する意識調査 (平成31年1月)
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/30-i-3.pdf

表 7: 裁判に対する信頼の動向 (意識調査)



Source: 最高裁判所、裁判員制度の運用に関する意識調査 (平成31年1月)
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/30-i-3.pdf

知識を向上させるためのコミュニケーション、すなわち「教育的コミュニケーション」です。

このうち、「規範的コミュニケーション」は、民主主義の発展にもつながる重要なものです。その方法は様々ですが、例えば、この10年の間に裁判員を経験した市民の「声」に耳を傾ける機会を増やすことも1つのアイデアではないでしょうか。裁判員を経験した市民の中

で、司法制度改革への高い関心が生まれていることは、極めて注目すべき点です。例えば、2014年8月には、20名の裁判員経験者が、法務大臣に対して、死刑執行停止を求める要望書を提出しています¹⁶。市民が、刑事司法制度の改革について考え、行動した例だといえるでしょう。裁判員経験者としての経験を積極的に発信している田口真義氏は、「裁判員経験

16 Asahi Shinbun Newspaper (digital edition), 裁判員経験者20人「死刑執行停止を」法相に要望書 [20 Former Lay-Judges submit a demand for a Moratorium on the Execution of the Death Penalty]. Available at: <<http://www.asahi.com/articles/ASG2K54B0G2KUTIL02S.html>>, (accessed 17 August 2014).

者がその体験の一切を胸に封じて沈黙してしまうことは社会にとって損失だ」と述べています¹⁷。また、裁判員経験者が中心となる会合が、全国で223回も開催されたとも報道されています¹⁸。裁判員経験者が、市民目線で、自らが経験したこと、そして感じたことを話すこと、あるいは、それを題材にまだ裁判員を経験したことがない市民との間で対話する機会を持つことは、裁判官や専門家が裁判員制度の重要性をレクチャーするよりも、もしかしたら司法制度が「正統性」を得るうえで大きな効果があるかもしれません。司法制度のさらなる改革と、裁判員制度・刑事司法制度の「透明性 (transparency)」を高めるために、裁判員経験者の発言と行動は大いに期待されます。

司法制度改革の目的である、司法文化の改革は、決して容易には成し遂げられません。裁判員制度が開始してからの10年間は、そのための助走期間だったといえるでしょう。これからの10年は、司法制度に対するさらなる信頼向上と、そこに由来する民主主義の強化のための勝負の時だといえるかもしれません。われわれ研究者もまた、今後の動きを注視していきたいと思います。

平山 ヴァンオーヴェルベーク先生、ありがとうございます。それではここで15分まで休憩を取りたいと思います。次は検察審査会がテーマですけど、このテーマもすごく面白いので、ぜひお聞きください。

平山 真理 「検察審査会の強制起訴制度概略」

平山：私がディヴィッド・ジョンソン先生の報告の前に、強制起訴制度の流れについて簡

単に説明させていただこうと思います。皆さんのお手元に追加資料として、「強制起訴フローチャート」があると思いますので、それをご覧くださいませでしょうか。

ジョンソン先生は日本の検察官制度について様々な研究をされていますけれども、日本の検察官の権限というのは広大で強力です。しかも日本には起訴猶予という制度があつて、50数%の事件は実は起訴猶予になっています。それを考えたときに例えば、いわゆる起訴猶予を含む不起訴処分に対して不服を持つ人、これは当然、被害者がまず考えられるわけですが、告訴した人、告発した人等が検察官に「考え直してほしい」というような方法を採用することができるでしょうか。そのときに検察審査会に申立てをする、これが検察審査会の制度です。実は検察審査会は職権で審査をするということもできて、これは年間、被疑者の数でいうと30~40人ぐらいいだから約2%なのですが、検察審査員が自分たちの考えでこの不起訴はおかしいというときに審査を開始することもできるのです。

いずれにせよ、不起訴処分に対して不服を持つ人が、審査を申し立てたときに、検察審査会というのは11人の市民の代表だけで構成されて、裁判員と違って法律のプロは入らないのです。だからある意味、もっとピュアな市民参加の形態なのですけれども、その11人の人たちはまず第1回目の審査では、三つの判断のいずれかをします。一つ目は「起訴相当議決」で、検察官、あなたの不起訴は間違っているの、先の判断を変えて起訴しなさい、という強い議決です。二つ目は「不起訴不当議決」。これは、検察官の不起訴判断はおかしいのではないですか、もう一度捜査し直しては？という、少しニュアンスが弱まるけれど、やはり検察官の不起訴判断に疑問

17 The Former Lay Judges' Network (ed.), 裁判員の心理的負担についての裁判所の対応策への緊急提言 [An Urgent Recommendation on the Court's Measures about the Lay Judges' Mental Burden], 9 December 2010. Available at: <<http://saibanin-keiken.net/teigen20101209.pdf>>, (accessed 17 August 2014).

18 Yomiuri Newspaper.

符を突きつける議決です。後で説明しますが、実はこの1番と2番との差には非常に大きな差があります。三つ目が「不起訴相当議決」で、検察官、あなたの不起訴判断は合っていましたよ、それでいいですよ、という議決です。この三つの判断があるのです。

1番と2番はどちらも検察官に対し、この不起訴判断はちょっとおかしいです、間違っていますと言っているのですけれど、1番と2番の差は実はすごく大きくて、1回目にこの「起訴相当議決」が出ていないと、2回目の審査に行きつかないのです。1回目の起訴相当議決は非常に強い意味を持つ議決なので、単に多数決ではなくて審査員11人中8人以上の賛成が必要です。一番目と二番目の議決は、どちらにしても検察官、あなたの不起訴判断はおかしいですよというものですから、検察官は再考の機会を与えられて再捜査をすることもあるでしょうし、もう一度、考え直します。ただ、もともと検察官もやはり熟考した上で不起訴判断をしていることがほとんどですので、多くの場合は、やはり不起訴判断は変えられない、となります。その他の場合としては、そこまで言うのならじゃあ起訴しましょうと検察官が判断を変えて起訴するケースもあり、これは年によりますが、10～30%ぐらいの割合で検察官は判断を変えています。

検察官に「やはり不起訴判断は変えられませんが」と言われたときに、一回目の審査会で「起訴相当議決」が出ていた場合は、二回目の審査会を開くことができます。「不起訴不当議決」ではだめなのです。二回目の審査会につながりません。二回目の審査会では、会議をした上で「起訴議決に至るか」、「起訴議決に至らないか」の議決を下します。二回目の審査会で出た「起訴議決」は法的な拘束力を持つので、二回目の審査会では必ず審査補助員、つまり弁護士さんですが、法律のプロを呼んで意見を聞かないといけません。それから二度も不起訴判断をした検察からも意見を聞きます。

この「起訴議決」も11人中8人以上の賛成が必要です。これが出たら法的な拘束力を持

つ起訴議決なので、これがいわゆる強制起訴ということになるのです。つまり強制的にその事件が起訴されるということになります。ただ、検察官は既に二度も不起訴と判断しているので、その検察官にこれ以上のプロセスを進める、つまり公訴の維持を任すわけにはいかないですね。したがって、裁判所が弁護士の中から、検察官役をしてその事件の公訴を維持する役目の人を指定します。これが「指定弁護士」です。だから強制起訴事件の裁判では「弁護士さん対弁護士さん」という形に（一方は検察官役ですけれど）なるのです。

起訴議決に至らなければ、結局、強制起訴にはならないのですけれど、このような法的な拘束力を持たせる制度が2009年の5月21日、つまり裁判員制度と同じときに始まりました。これは非常に面白い制度だと思うので、ぜひデイヴィッド・ジョンソン先生にこの制度の分析を聞いてみたいと思います。ジョンソン先生、よろしくお願ひいたします。

デイヴィッド T. ジョンソン 「検察審査会制度の改正について」

本報告は3つのパートで構成される。パート1では、2009年の検察審査会制度の改正によって、原則としては、日本における「検察官問題」のいくばくかを軽減させることができた、ということを示す。パート2では、検察審査会制度の改正についての経験的研究から得られた結果を示す。この研究は白鷗大学法学部の平山真理教授と共同研究したものである（アジア犯罪学ジャーナル2019年を参照）。パート3では、検察審査会制度が改正されて最初の10年の経験から得られた四つのレッスンを示すが、そこでこの制度がより公正で効果的に機能するためには、どのようなさらなる改正が必要かについても示す。

検察官問題

日本では検察官が刑事手続にあまりに強い

影響力を及ぼすので、日本の刑事司法制度は時として「検察官司法」と呼ばれることもある。これにはいくつかの理由があるが、日本においては検察官に対する研究は非常に僅少である。しかし我々は、少なくとも7つの問題があることを示すための十分な情報を有している (see David Sklansky, Annual Review of Criminology, 2018)。

1. **パワー**：日本の検察官は「人生、自由、そして名誉に対して」強大な力を有しており、これは他の誰より、そして他のどの職業よりもそうだとと言える。彼らの力は収縮されるべきだと考える観察者は多い。
2. **裁量**：日本の検察官は起訴するか不起訴にするか、またどの事件について起訴するかを決定するにおいて広大な裁量を有している。多くの観察者が、この裁量は制約されるべきだと考えている。
3. **不適切&非違行為**：日本の検察官は幾分か(somewhat)悪い行いをする。無罪につながる可能性のある証拠を弁護側に開示しない。彼らは被疑者や証人が作成した供述調書(調書)を自分たちに都合のよいかたちで編集する。彼らは巧みに操るような、そして強制的な取調べのテクニックを使う。彼らは彼らの友人や政界、経済界、警察関係者の「同盟者」には手ぬるすぎる対応をとるが、彼らの的に対しては過酷なまでに容赦しない、等々である。
4. **イデオロギー**：日本の検察官はときとして有罪獲得に対して過剰なまでに熱心で、

厳罰志向であり、彼ら自身の誤りに対しては強情である。例えば袴田巖氏の事件では、彼は死刑判決を受けて2014年に無罪を示す証拠が見つかったことで釈放されるまで46年間拘留所にいた(彼のケースでは、いまだ異議申立審が続いている)。

5. **説明責任**：日本においては、検察官に対する外部からのチェック手段は弱い。弁護人がチェックするだろうか? 裁判官がチェックするか? メディアはチェックするか? 政治家はチェックするか? どれも弱い。では有権者によるチェックは? 存在しない。説明責任の欠如は、なぜこうも強大な権限と裁量を検察官が有するかの説明となるだろう。
6. **情性**：組織的な情性(習慣や伝統に反射的に身を任せてしまう)のせいで、日本の検察庁は合理的な変化に抵抗してしまう。重要な点においては、50年前とやりかたを変えないところもあつたりする。
7. **役割の曖昧さ**：日本の検察官は相反する期待に直面することになる。例えば、彼らは公正な司法官であると同時に積極的な有罪の提唱者であることが求められ、法に峻厳であると同時に慈悲の代理人(agents)であることも求められる。彼らが何をすべきかが明らかではない場合には、彼らに責任をとらせるのは難しい(問題5を参照)。一方で、役割の曖昧さは、検察官が刑事手続の柔軟さを多様な形態で提供することを可能にする¹⁹。

2009年の検察審査会制度改正(1948年に

19 アメリカ合衆国における、同時に存在する「検察官問題」について、David Sklansky (2018) は、以下に挙げる7点の改善策を提案している：(1) 裁判所による監視；(2) 内部チェック；(3) 公選制；(4) コミュニティによる訴追；(5) 適応的管理(情報に基づいた(intelligence-led) 訴追と事案を審査し監督する(sentinel event reviews) ことを通して行われる)；(6) 無力化；そして(7) 役割を明確化させる。Sklanskyによると、検察官問題についての診断の仕方がそれぞれ違うことは、それぞれ改正のための戦略も違うことを示しており、その全てが互いに一致しているわけではない、とする。この見解によると、我々が検察官から何を望んでいるかについての考えをはっきりさせることは、我々が望むものを手に入れるうえでの重要な一歩である。しかしこの見解によると、我々が検察官から何を望むかについてはっきりとした考えを持つのは難しくもある。なぜなら、我々が検察官から望む主要な点の一つは、彼らに仲介的な役割を果たして欲しいと考えているからである。つまり、刑事司法制度における、組織と概念の分水嶺の間の橋渡しとなり、当事者主義と職権主義、警察と裁判所、また法と裁量(の境界線を曖昧にする)。

施行された検察審査会法が改正された)は、これらの「検察官問題」について言及する可能性を持っている。検察官による不起訴処分を審査する制度を創ることで、検察官の権力や裁量を減少させることができるかもしれない(問題1と2)。検察審査会の議決に「強制起訴」につながる法的拘束力を持たせたことで、検察官がその友人や仲間には不適切なまでに寛容な決定をすることを抑制できるかもしれない(問題3)。検察官によりなされた不起訴処分を、11人の一般市民で構成される合議体によって覆すことを可能にした、ということは、これまで続いて来た検察官の強情さにかかる問題(問題4)に取り組むことになる。最も根本的なこととして、検察官は通常その意思決定について説明するために呼びだされることなど減多に無いが、全国に201ある検察審査会は、検察官がなす最も重要な(不起訴)処分について説明させる責任を負わせることができる(問題5)。長い目でみれば、このことは検察官の変化に対する抵抗を低くすることにつながり得る(問題6)。検察官に対し、どのケースが強制的に起訴されるべきかと告げることで、検察審査会制度改正は、役割についての期待における曖昧さを減少させることすらでき得るのである。

2009年の改正から10年が経過したいま、一つの中心的質問は、新しい検察審査会制度が検察官問題を実際に軽減させているのか、ということである。椅子に座り、検察審査会には何を期待するか、そして検察審査会はどのように機能しているのかを推測する、という研究方法もあるかもしれない。しかし、「書籍に書かれた法」と「実際の法」の間には常にギャップがあるものであり、検察審査会の制度改正の実際の効果を詳細に述べることは、かなり違った研究方法となる。次のセクションでは、今年初めに出版された、私と平山真理教授の共著論文である、検察審査会制

度の改正がもたらした結果についての研究の要点をまとめることで、この研究手法に挑戦してみたい。

検察審査会の活動

我々の研究(<https://link.springer.com/article/10.1007/s11417-018-9280-2>)では、検察審査会の活動について、以下に挙げる10点が見いだされた。

1. **審査されるケースそのものが少ない。**改正後の検察審査会制度においては、審査される事件の数は比較的少ないと言える。2015年についてみると、検察の不起訴処分350件に対して1件しか検察審査会による審査は開かれていない(つまり、約66万件ある検察の不起訴処分に対し、検察審査会の審査が行われたのは1887件のみである)。
2. **審査会により審査される件数は増えない。**2009年の改正後も検察審査会により審査される件数には増加が見られない。「強制起訴」が可能になったということは、検察審査会制度の利用率が上がることに繋がらなかったのは明らかである。
3. **変更を求める提言が行われることは少ない。**改正後、検察審査会により出された「起訴相当」議決は数件である。2009年以前は年間平均9件であった。2009年後はこの数は7件である。改正前も後も、検察審査会が検察官の不起訴処分は変更されるべきだと結論付けるのは減多にない。
4. **そのほとんどは重大事件(salience)ではない。**検察審査会により審査された事件のほとんどは、あまり日本社会において注目されていない事件である。例えば2015年においては、審査に付されたうち最も種類の多い事件上位3つは、文書偽造、暴行、そして詐欺であった。そして検察審査会により審査された事件の種類

について、上から10位までをみても、殺人、強盗殺人、強盗、強姦といった事件は見られない。そして、このことは、裁判員制度開始後これらの重大な事件については検察が起訴についてより慎重になっているという傾向が存在するとしてもそうなのである（竹田昌弘、Journalism、2014）。

- 5. 不起訴処分の中には、検察審査会による審査から保護されているように見えるものもある。** 検察審査会が「起訴相当」議決を行うときであっても、もともと検察官が起訴猶予処分にする、あるいは「証拠不十分」（証拠不十分・嫌疑不十分）のため不起訴処分にする結論付けたときのみ、そうしている（「起訴相当」議決を出している）ということが分かる。つまり、検察審査会は、もともと検察官が「嫌疑なし」とか「犯罪不成立」と結論付けていた事件について異議を唱えたことはこれまで一度もない。疑問：このことは、検察審査会による審査に付されるリスクや面倒を避けることを目的として、不起訴処分をこれらの「安全」カテゴリーに分類しようとするインセンティブを検察官に与えることになるだろうか？
- 6. 政策的提言はほとんどなされない。** 検察審査会が検事正に対し、一般的な政策提言や勧告を行う権限を行使することは減多に無い。私と平山教授が調べた限りでは、過去14年間において、検察審査会がこの「建議・勧告」を行ったのはたった5件である。これは3年に1件の頻度にはすぎない（2009年以降には、この「建議・勧告」はたった3件しかない）。要約すると、検察審査会は (a) 事件を起訴できるその狭い範囲の権限も、(b) 政策的な提言を行える広範な権限も、どちらも行使することになり慎重である。
- 7. 検察審査会に鼓舞されて裁判に行き着**

くことは少なく、裁判になってもその結果は寛容である。 一度目の検察審査会において「起訴相当」議決がなされたことで、検察官が起訴処分を行う促進力となり、刑事裁判に帰結することも時として起こる。2009年の制度改正後、刑事裁判がこのような形で開始するケースは、（平均すると）一年間に約20件であったが、改正前は一年間に平均36件であった。検察審査会の介入が可能になった後、検察官により起訴される件数にこのような減少がみられたということは、2つの影響を反映しているように思われる。日本における犯罪の減少（そしてそれに伴い刑事事件として処理され得る件数も減るわけであるから）、そして検察審査会が検察官に対しその行動について指示をする傾向が薄れてきたということである。さらに、この種のケースで刑事裁判になっても、言い渡される量刑は寛容である。2009年以降、このような形で起訴された被告人のうち、刑事施設収容（実刑）を伴う刑罰を言い渡されているのは被告人6人に1人の割合である。ほとんどの場合は、検察審査会の審査員により、刑罰に処されるべきと考えられた被疑者であっても、それほど深刻ではない犯罪事実で有罪とされている。

- 8. 検察審査会により鼓舞された刑事裁判では、制度改正前より無罪件数が多い。** 2009年以降、検察審査会の介入後の無罪判決の可能性は高くなった。制度改正前7年間に注目してみると、無罪判決を受けた被告人は4人にすぎない（一年に直すと0.6人）。それに比べると、制度改正後の7年間に注目すると17人の被告人が無罪判決を受けている（一年間に2.4人）。言い換えると、制度改正前は、検察審査会により鼓舞された刑事裁判における無罪率は1.6%だったのに対し、制度改

正後はこの率は7.1%になったのである。時として、検察官は「強制起訴の影に脅かされて起訴を決定する」こともあるように思われる。そして検察官が検察審査会の審査に刺激を受けて起訴決定を行う場合には、彼らは2009年以前と比べて制度改正後においてより積極的な起訴処分を行うであろう。

9. 強制起訴されても有罪判決は少ない。強制起訴された最初の8件については、6件が公訴棄却か無罪判決という結果となり、強制起訴されたこれら8件についての被告人10人中2人のみが有罪判決を受けた。有罪率は20%である（本稿末尾に掲載した表1参照）。さらに言うと、この2件の有罪判決は、比較的軽い刑罰であった：徳島町長暴行事件では科料9000円（\$90）（表1におけるcase 6）、そして柔道クラス重傷害事件における禁錮1年執行猶予3年（表1におけるcase 8）である。

10. 東電裁判：まだ結果は分からず…。2009年の制度改正後、9件目の強制起訴事件となった東電裁判では、3人の被告人（東京電力の旧経営陣3人）が「業務上過失致死傷」の罪に問われているが、これは2011年3月11日に発生した東日本大震災と津波後に起きた福島第一原発のメルトダウンを予測し、これを回避することを怠ったことに対するものである。被告人は、メルトダウン発生時において東電の社長であった、勝俣恒久（78歳）、そして2011年に東京電力の副社長であった、武黒一郎（72歳）と武藤栄（68歳）であった。刑事裁判は2017年6月30日に開始し、そして（27ヵ月、37回の審理を経て）、東京地裁は2019年9月19日に判決を言い渡す予定である。この裁判において検察官役を務める指定弁護士は、旧経営陣3人が、福島第一原発のメルト

ダウンと水蒸気爆発によって引き起こされた避難を行う過程で、病院に収容されていた患者44人が死亡した（そして13人が傷害を負った）ことについての業務上過失致死傷の罪に問われる、と主張したのである。公判において3人の被告人は全て、「災害発生のいかなる予測可能性も認識していなかった」と供述した。判決の結果は様々であり、どのような判決になったとしても、その後上訴手続が数年に渡り続くであろう。指定弁護士は禁錮5年を求刑したが、しかし仮に被告人が有罪になったとしても、彼らが実刑判決を受けると考えている者は誰もいないであろう。

Lessons: ここから何が学べるか

東電裁判の判決が出るにはまだ時間がかかるし、そしてその後上訴手続が続くのは不可避であろうから、この重要な事件における強制起訴の結果を見極めるのはまだ早い。もっと広く言えば、検察審査会制度の改正全般について自信を持って何らかの結論を下す段階にはまだ早過ぎる。刑事司法改革の影響が完全に見出せるのには長年の歳月を要するからである（Malcolm Feeley, *Court Reform on Trial*, 1983を参照）。しかし、2009年の改正から10年が経った現時点で入手可能なエヴィデンスから学べることはいくつかある。このセクションではそのうち4点について議論する。

1. 訴追裁量 (prosecutorial discretion)

については「何もできない」ということではない（「仕方ない」ことじゃない）。検察審査会制度の改正によって、原則として、検察官がなした不起訴処分はチェックし、コントロールできるのだということを我々に思い出させてくれた。このことは重要である、なぜなら多くの

刑事司法制度において、「起訴を決定する権限よりも不起訴を決定する権限の方がマグニチュードが大きく、ほとんどチェックされないために、より濫用されやすい」(Kenneth Culp Davis, *Discretionary Justice*, 1969, p.22)。「起訴法定主義 (legalitätsprinzip)」を採用しているドイツ、オーストリア、イタリア、そしてその他の国々では、有罪判決を支持するだけの証拠があっても起訴を控えることが可能な制度を採用している日本やアメリカと比べ、検察官の裁量の幅は小さい。その結果として、とくに重大な事件においてみたときに、不起訴処分を巡る論争はそれほど起きないようである。しかし日本やアメリカのような国々においては、証拠が存在したとしても、検察官に起訴を控えることを許容する「起訴便宜主義」を採用しており、ここでは、「恐らく、訴追権限の濫用の10分の9は訴追すべきなのにしなかったというかたちを伴い」、これについて審査する権限を裁判所はほとんど有していない(Davis, 1969, p.191)。日本における検察審査会は「十分に活用されない」状態が続くであろうし、それは2009年の改正前の状況と比べてもほぼ変わりがないであろう(Mark West, *Columbia Law Review*, 1992)。そして総体的に見ても、検察審査会は政策においても、日本の検察官の実務においても、重要な変化を起こすような刺激をいまだ与えていないであろう。しかしその存在意義が不起訴処分を審査することにある制度が存在するということが、検察官による不起訴処分こそが刑事司法における不正義の主要な原因なのだと認識している人たちに対し、希望を与えるものであるべきである(see Amy Bach, *Ordinary Injustice*, 2009)。つまり、起訴を行わないという裁量権は

チェックを受けるようにするべきであり、刑事司法における多くの制度がこの可能性について言及できていないとしても、そうなのである。

2. 変化の歩は遅く、困難である。何十年も前に、日本のある著名な刑事訴訟法学者が、日本における刑事訴追を「もっとリラックスして、あっさりしたもの」(そして慎重さが低下してもいい)に変更する重要性について強調した。これは、日本の刑事司法をもっと「公判中心主義」のものにして、公判前の段階で取調べにより得られた自白—それはしばしば長時間の取調べで、時として強制的で巧みに操られたものであるが—に依拠しないようにすることを目的としていた(see Hirano Ryuichi, *Law in Japan*, 1989)。しかし総体的に見れば、日本の検察審査会制度改革は、刑事事件を起訴することに検察官がもっと積極的になったという変化も与えていないし、また国の有罪率の減少を引き起こしてもいない。このような変化が起きていないことにはいくつかの理由があると思われる。検察審査会が(検察官による)起訴を求める議決を出す頻度は低い、強制起訴につながる起訴議決が出される頻度が低い(平均して一年に1件程度)、そして、強制起訴された事件が有罪となることが稀であること、である。検察審査会の議決に添って、より積極的に起訴を行うという方向性もあるかもしれないが、これは検察官が起訴に対してより慎重になっている傾向—これは裁判員裁判を回避する傾向と同じであるが—によって弱められてしまっているといえる(竹田昌弘, *Journalism*, 2014)。強制起訴された事件の裁判の有罪率が低いということは、「このような事件のほとんどはそもそも最初から起訴

すべきではなかったのだ」という検察官の考え方の正しさを確認してしまっている、と分析する人もいる。東電裁判の有罪判決（あるいは社会的耳目を集める事件で強制起訴された事件）によって、将来的に、検察官が自らの起訴の基準を緩めることにつながり、結果としてこの国の高い有罪率が下がるようなことにつながる時が来るかもしれない。しかし、検察審査会の起訴議決により強制起訴された刑事裁判について有罪率が20%であるという事実は、もっと積極的に起訴しようという強いインセンティブを検察官に与えるとは到底考えにくい。とりわけこれは、たとえ裁判で有罪判決となったとしても、そこで言い渡される刑罰は軽し、強制起訴後公訴棄却となったケース（明石や尖閣諸島の事件）や、無罪判決となったケース（尼崎や陸山会の事件）と比べても社会的な注目は低いからである。

3. より多くの改正が必要であろう。さらなる改正が可能であるし、また望ましくもある。下記に挙げるのは、検察審査会制度について改正すべき四点である。

被疑者のセーフガードの観点がより重視されるべきである。検察審査会により被疑者・被告人に与える害の側面についての懸念は長きにわたり、日本の刑事司法を悩ませてきた。制度改正前のある事件（「甲山事件」：西宮にあった知的障がい者施設の名前からこう呼ばれる）では、保育士として務めていた山田悦子氏に対する無罪判決が1999年に確定するまで（彼女の無罪判決はこれで三度目であった）、彼女は20年間もの間司法手続に苦しめられた。これは、1974年に彼女が施設の生徒の一人である12歳の少年を殺害した罪で起訴されるべきだと、検察審査会が検察に促

したことに端を発したのである。2009年の制度改正以来、被疑者の権利に対する懸念は大きくなっており、強制起訴された事件の多くが無罪判決に至っていることはつまり、検察審査会は起訴議決を積極的に出し過ぎである、と分析する人もいる。この危険を下げるために、さらにセーフガードが二点付け加えられるべきである。まず一点目に、起訴議決がなされるまえに、被疑者は検察審査会による審問に出席し、意見を述べる機会を許可されるべきである。現在のシステムでは、これは許可されていない。二点目に、検察審査会が検察官の不起訴処分について審査する際に、審査補助員からより多くの法的助言を得られるようにすべきであり、これは、その結果検察審査会の審査員は自分たちの決定が法的、実際的に意味するところについてよりよい理解を得られるようになるからである。

検察審査会は不起訴事件の中でも、「起訴猶予処分」のケースだけを審査することが許されるようにすべきである、と考える人もいる。この見解では、検察官が「証拠不十分」（嫌疑不十分）と考えた事件について検察審査会が起訴議決を出すことを許可すると、冤罪の可能性を高めてしまう、というのである。一方で、もし検察審査会が審査できる事件の範囲をせばめてしまうと、検察官は不起訴処分を行う際に「起訴猶予」以外のカテゴリーに基づいてその不起訴余分を行うという、ひねくれた動機を持つことになるであろう。なぜなら、そうすることで彼らの不起訴処分を検察審査会による審査から隔離することができるからだ。これはおなじみの「モグラたたき」問題で、裁量に上手く対処しようとする際にしばしば直面する問題である (see Samuel Walker, *Taming the System*, 1993, p.15)。よき意図に基づいて裁量をコントロールしようとしても、しばしば、意図しなかった結果が引き起こされて失敗する、というこ

とになる。

犯罪被害者の中には、検察審査会が「不起訴相当」議決を出した際に十分な説明を受けていない、と不満を持つ者もいる。東京で起きた最近のケースでは、若いジャーナリストである伊藤詩織氏が、著名なジャーナリスト山口敬之氏を準強姦の罪で告訴した。警察は山口氏に対する逮捕状を執行しないこと決め、検察官も彼を起訴しなかった。伊藤氏はこの不起訴処分を審査してほしいと検察審査会に対して申し立てたが、検察審査会は伊藤氏がたしかに強姦されたことを示す信頼性の高い証拠のうちかなりの部分を無視したように見える。検察審査会が検察官のももとの不起訴処分を支持した際にはおごなりの説明しかしておらず、結果として伊藤氏やその他大勢の人に対し、被疑者—過去に安倍晋三首相を讃える伝記を執筆していた—は彼の政治的なコネクションにより起訴を免れたのだという結論を抱かせてしまった。このようなケースを見ると、検察審査会は彼らの意思決定において十分に責任をとることができるのかという疑問を起こさせてしまう (see Itoh Shiori, Black Box, 2017)。

検察審査会についての最も根本的な質問は、審査会に付託する事件数をもっと増やし、検察官により不起訴処分を受けた事件について検察審査会がもっと積極的に異議を唱えることで、検察審査会がどのように活気付けられ得るか、というものである。しかしいくつかの理由により、この挑戦は手強いものになりそうだ。政治的には、検察官の裁量を制限する方向で脅しをかけるような改正は、検察官自身や、国会にいる彼らの政治的お仲間により制限されるだろう。法律学的な観点からは、より積極的に起訴議決を行うことは、冤罪問題の危険性を引き起こすと考えられるであろう。文化的には、検察審査会がよりアグ

レッシブに起訴議決を出すという実務は、戦後日本の検察官起訴は通常は「慈悲的」であると特徴付けられてきたテーマ（そしてこの点は多くの市民や法律専門家たちが誇りに考えてきたことである）と矛盾してしまう (see Daniel H. Foote, California Law Review, 1992)。そして現実的にも、日本のメディアが刑事司法についてもっと優れた報道を行うことなしには、そして検察官や検察審査会制度が実際にはどのように機能しているかについての情報をもっと提供されない限りは、もっと多くの審査の申立てを検察審査会に対して行うよう、市民を動機付けることは難しい。検察審査会が、検察の権力や裁量についてチェックするという約束を果たすためには、これらの障壁が解決されないといけない。

4. 検察官&デモクラシー：これは複雑な問題である。犯罪学において最も重要で、しかし見過ごされてしまう質問はこれである：「民主的なシステムにおける刑罰の統治を構築するうえで、人々の選択が果たすべき適切な役割はいかなるものか？」 (see Franklin Zimring, Gordon Hawkins, and Sam Kamin, Punishment and Democracy, 2001, p.x)。この質問に対する答えは少ないが、これは通常、量刑決定手続や量刑の重さそのものであり、刑罰において検察官の意思決定が果たす役割は完全に無視される。多くの国において検察官の権限は増大しているにもかかわらず、そして彼らの行動に対して「説明責任を負わせることが世界的に不足している」現状にもかかわらず、そうであり (Ronald Wright and Marc Miller, Washington & Lee Law Review, 2010)、警察や刑務所、そして裁判所について我々が知っていることに比べて、我々が検察官について知っていることははるかに少ない。我々は、日本やその他

の国々における民主主義と検察官の関係についての研究をもっと多く必要としている。とくに、検察官による見落としがあった場合に、民主的プロセスがどのような役割を果たしているのか、そしてどのような役割を果たすべきなのか？規範的な質問はとくに複雑なものになる。これは、検察官が民主的であると言える正しい方法はただ一つではないためであり、少なくとも四つの異なる方法があると指摘されている (see Maximo Langer and David Sklansky, *Prosecutors and Democracy: A Cross-National Study*, 2017)。

- (a) 検察官は、人民の代表（公益の代表者？）として奉仕することで、間接民主主義を推進することができる。
- (b) 検察官は、法の支配を推進させようという目的を持った、中立で独立した司法官となることで、法的な民主主義を推進することができる。
- (c) 検察官は自由民主主義の諸価値、つまり自由や平等、尊厳を推進することができる。
- (d) 検察官は、市民が刑事司法における意思決定に影響を与えることを促進し、許可することによって参加民主主義を促進することができる。

「民主的な刑事訴追」についての、これらの異なった見解の中には、互いに補完的なものもあるが、往々にして対立し合う。例えば、法の支配に貢献しようとする熱望する、独立した検察官は、「法的なデモクラシー」を具現化することはできるかもしれないが、その独立性ゆえに、刑事司法における意思決定の過程で意味ある市民参加を活用する可能性を制限してしまうことになるかもしれない。同じように、自らを「人民の代表者」としてま

ずみならず検察官は、「法の奉仕者」としては二次的にしかなり得ない。ゆえに繰り返すと、検察官が民主的である方法と言うのは一つではない、多種多様な方法があるのだ。「デモクラシー」はそれ自身が多様な面を有するために、興味深く、また複雑である。このことは刑事司法制度についても言えるだろう。最後に、検察官とデモクラシーについての最も根本的な真実は、お互いに競合し合う価値の間で妥協点を見出す (trade-off) という難しい作業を行わなければならない、ということである。アイザリア・バーリンが指摘したように、「偉大なものの中には共存が不可能なものもある」、のである。

表 1
日本における強制起訴事件 (2009—2019)
事件 (被告人の数)

結果*

1. **明石歩道橋事件 (1)**
公訴時効 成立により免訴確定
2. **JR 福知山線脱線事故 (3)**
被告人 3 人の無罪は確定
3. **沖縄末公開株詐欺事件 (1)**
被告人の無罪確定
4. **陸山会事件 (1)**
被告人の無罪確定 (政治家小沢一郎)
5. **尖閣諸島中国漁船衝突事件 (1)**
被告人が中国に帰国したため公訴棄却
6. **徳島町長暴行事件 (1)**
被告人は有罪 & 科料9000円
7. **ゴルフ場経営者準強姦事件 (1)**
被告人の無罪確定
8. **柔道クラス重傷害事件 (1)**
被告人は有罪 & 禁錮 1 年執行猶予 3 年
9. **東電裁判 (3)**
公判は2017年6月30日開始、判決公判は2019年9月19日 (予定) **

* これまでに「強制起訴」された被告人の数は計10人であり、そのうち2人が有罪となっ

た。

**本稿執筆時（2019年3月）においては、東電旧経営陣である被告人3人に対する公判は継続中であつた。本稿脱稿後、2019年9月19日（2011年3月11日の東日本大震災から8年半後）に出された判決は被告人は3人とも無罪というものであつた。

平山 ジョンソン先生、ありがとうございます。それではここで次に、第2部に移りたいと思います。まず研究者のお立場から、ダニエル・フット先生に、これまでの報告に対するコメントをいただきたいと思います。フット先生、よろしく願います。

ダニエル H. フット

「研究者の立場からのコメント」

フット このカンファレンスに参加できて、このテーマでこれ以上ないパネルの方たちの発表に対するコメントができて光栄でございます。白鷗大学は、以前、法科大学院設立に向けた講演に招待されたことがあり、平山先生が調べてくださって、それは2002年でした。あれからすでに17年もたっていますが、実は私は栃木県とはもともと古い関係があります。45年前、それは大学3年目の留学で初めて日本に来たときですが、黒磯の酪農の農家に20日間のホームステイをすることができて、貴重な経験となりました。

それでは、あらためて始めたいと思います。コメントというよりは、数多くの質問を投げかけたいと思います。研究室に陪審員関連の本や裁判員関係の本はたくさんありますが、数日前、ここで何をしゃべるのかと思って、本棚を見ていたら、たまたまある本が目にとまりました。その題名とは、『ここだけは聞いておきたい裁判員裁判：31の疑問に答える』（2009年 日本評論社）です。四宮先生、国谷裕子さん、片山善博さんによるもので、

10年前、ちょうど制度が始まる一月程前に出た本です。そこに様々な質問、疑問が載っているわけです。それに沿って、載っている「31の疑問」の中からいくつかをピックアップして、またいくつかを補充、あるいは追加して、10年経った現時点でどうなっているかについて聞きたいと思っています。

まずこの本の第1部は、「最初に知りたい10の疑問」となっています。例えば、1番目は、「裁判員に公正な判断はできるのでしょうか」、ということです。10年経って、それは疑いのないことだと思いますし、そのほかの「最初に知りたい10の疑問」の多くを飛ばしますが、その10の中の9番目にまず注目したいと思います。それは、「裁判員は守秘義務にがんじがらめになるのではありませんか」という疑問です。

最高裁判所事務総局の裁判員制度10年の総括報告書はつい3日前に出ました。その中で、これまで辞退率が高いということの問題視して、国民の幅広い参加を得るためには、裁判員経験者の声を広く届けることが重要である、と指摘しています。各裁判体においては、裁判員に対し、具体的で分かりやすい守秘義務の説明を行うとともに、裁判に参加しての感想や経験談を、周りの方々に伝えていただくよう、お願いしているとのこと。また、裁判員経験者の記者会見や意見交換会に加えて、出張講義等の広報企画にもより多くの裁判員経験者に参加していただき、その声を発信してもらう取り組みを進めている、と書いてあります。

これまでは守秘義務について、どこまでその義務が及んでいるのか、などということいろいろと不安があり、そのため裁判員経験者はなかなか話したくないというか、話すのにためらいを感じているという状況にある、と私は理解しています。これがまさに守秘義務に絡むことです。この報告書を読んで、裁判所は裁判員経験者の声を発信してもらう取

り組みを進めている、ということをはじめて聞きました。裁判所はいつからこういう方針を取ったのか、そしてこの取り組みの結果として果たして分かりやすい、明確な説明をしているのだろうか、ということについて興味があります。もしもそうであるとすれば、守秘義務はここまでであるということ、具体的な説明を公にしてほしいと思うのです。

そこで飯先生にまず、この9番目についてお聞きしたいです。10年前の時点で、裁判員は守秘義務にがんじがらめになるのではありませんか、という疑問がありました。飯先生は裁判員ラウンジの企画、運営などの活動を通じて、裁判員経験者と様々なところで接点があります。ですので、飯先生から見て、裁判員経験者は守秘義務について、現在、より自由に話せるというふうに思っているのでしょうか。十分、具体的な説明を受けているだろうかということをお聞きしたいと思います。

第1部よりさらに三つ四つの疑問を取り上げたいです。まずは5番目の疑問、すなわち「裁判官と裁判員が本当に対等な立場で議論できるのでしょうか」、というテーマです。10年前、本の中で四宮先生が対等に議論できることの重要性、そして対等に議論できる環境づくりの重要性を指摘しました。10年たってどうなのか、本当に対等に議論できる環境は実現されたのか、ということについてお聞きしたいです。これは主に四宮先生と飯先生に、と思っていますが、もちろん他のパネリストも反応、答えなどがあれば、ぜひその感想もお聞きしたいのです。

次に取り上げたいのは、4番目で、「裁判員の参加によって、冤罪が増えることはないのですか」という疑問です。しかし、裁判員制度の導入は、冤罪防止につながるという見方もあったわけですが、その動機を考えてフレージングを少し変えて、「裁判員の参加が冤罪防止につながっているのでしょうか」という形で聞きたいと思います。

先ほどのプレゼンテーションで、無罪率は微増で、0.6から0.9%になった、ということです。アメリカで私が裁判員制度について講演を行うときに、この無罪率の話をしませう。そのことだけで、多くの人は、「じゃあ、裁判員制度は全然機能していないですね。無意味なものになってしまっていますね」、というような反応が非常に多いのです。果たしてそうなのでしょうか。もちろん、私自身の意見もありますけれども、パネリスト全員に対して、質問としてそれについて意見を聞かせていただきたいのです。

その関連で、起訴率、あるいは起訴人員の数のことについてお尋ねしたいです。当初裁判員裁判対象事件は年間3000人になると予想されていたのですが、最高でも1600人程度で、最近では1000人程度で、しかも起訴率も下がっている、だんだんと下がっている、先ほどのプレゼンテーションにそういうお話もありました。最近、犯罪率自体が大幅に下がっていますので、起訴人員の数だけならそのように説明できるかもしれませんが、起訴率も下がっていることを見ますと、検察側がより慎重になっているようです。そのことをどのように解釈すべきなのでしょう。いくつかの仮説が考えられます。裁判員裁判対象とならないように、より軽い罪で起訴しているかもしれません。あるいは起訴猶予になっているかもしれません。あるいは完全に不起訴になっているかもしれないのですが、まず残りの数はどうなっているかということ、その理由は何なのか、そしてこれは組織的な判断なのでしょう。そうであるとすれば、裁判員裁判の負担を回避するための方策なのかもしれません。あるいは裁判員裁判となると、場合によっては専門裁判官のみによる裁判に比べて、検察側に対してより厳しいというのか、無罪になったりするかもしれないということで、より慎重になっているかもしれません。このように、様々な仮説が考えられ

ますが、とにかく、この現象についてパネリストの意見をお聞きしたいです。この関連でもう一点付け加えますと、先ほど四宮先生が様々な制度改正を紹介されましたが、起訴率の減少が間接的に冤罪防止につながっているだろうかとお聞きしたいです。

平山先生に対して、これは特に、性犯罪関連で厳罰化が見られるというお話との関連で、10年前の本に載っていた6番目の疑問は「裁判員が報道や情報に影響されて、重罰化に傾くのではないのでしょうか」というのです。また7番目は「犯罪被害者が裁判に参加することでどのような影響がでるのでしょうか」ということですが、被害者の参加が厳罰化につながるのではないかとこの疑問もあったわけです。この関連で、最高裁の裁判員制度10年の報告書によりますと、性犯罪、またその他にも一部の犯罪の累計で刑が重くなる傾向があり、量刑のばらつきが、以前よりは多くなったということ、そして保護観察に付された割合が大きく上昇したということを指摘しており、それを量刑への国民の視点、感覚の反映であるというように考えて、比較的高く評価しているようです。ですので、これは、10年前の疑問にあったように、全体としての厳罰化といえるのでしょうか。それとも性犯罪は特殊なのでしょうか。そういった点についても質問したいのです。

量刑手続関連で、ヴァンオーヴェルベーク先生から、ベルギーの重罪裁判所における陪審手続では、有罪・無罪を判断するという段階と、有罪になった場合の被告人の量刑に関する段階とで、二つの段階に分かれている、との説明がありました。私は2012年、中国地方弁護士会の大会で陪審制度・裁判員制度関連のシンポジウムに参加いたしましたが、故杉田宗久裁判官から二分化、有罪・無罪の判断と量刑の判断で分けるべきであるというご発言があり、大変印象的でした。しかも日本の裁判所の中に同じように分けるべきであ

るという意見が出ているようですが、果たしてどうなっているのでしょうか。四宮先生に対して、日本国内でそういった議論はどうなっているのかということ、そしてヴァンオーヴェルベーク先生に、ベルギーから日本への助言があるのでしょうか、とお聞きしたいです。

量刑検索システムの利用の関係で、これは四宮先生が紹介されましたように、最高裁の平成26年の判決で、量刑不当ということになったものですがけれども、その判決のその後のインパクトはどのようなのでしょうか。先ほど、最高裁の報告書で、量刑の国民の視点、感覚の反映という、肯定的な評価はありますけれども、この判決が出た後で、専門裁判官は相場を尊重しないといけない、裁判員に教え込まないといけないという意識になっているのでしょうか。ちなみに、先ほど飯先生が破棄率の話を紹介しましたが、量刑不当のことだけに限定してみますと、裁判員制度が始まる前の裁判官による裁判で、破棄率は5.3%であったのに対して、裁判員裁判になってから減りました。といっても最初の3年に比べてここ7年間、多くなっているということです。これは平成26年の判決が関係しているのでしょうか。それが一つの質問です。

『31の疑問』の第3部のテーマは、「裁判員制度の実際はどうなるのか」ということでしたが、その関連で裁判の迅速化のことをちょっと取り上げたいと思います。第3部の4番目の疑問は「『裁判の迅速化』は、被告人にとって、不利になりませんか」、そして5番目は、「迅速化の結果、十分な整理が行われなくなりませんか」、となっていました。それらの疑問が反映するように、当時裁判の迅速化はかなり心配されていたようです。飯先生、ヴァンオーヴェルベーク先生等、数人のパネリストが紹介されたように、公判前整理手続の期間が長くなったり、平均審理の期間も長くなったり、平均評議の時間も長くなったりしているそうです。平均評議の時間

を見てみると、自白事件で11時間、否認事件で16時間以上となっています。アメリカの場合、中には16時間以上にわたる評議もありますけれども、アメリカからして、平均してこれだけ長いというのは恐らく、ほとんどの人は驚くだろうと思います。

裁判員候補者の辞退率の関連で、裁判や評議の長期化が時折問題とされます。しかし、少なくとも評議の期間に関して、最高裁の裁判員制度10年の報告書を見ますと、裁判員経験者に対するアンケートの結果として、評議時間が短かったとする意見が、長かったとする意見よりかなり多いということが分かります。特に最初の4、5年、短かった、短過ぎたというような回答が相当多かったです。最近は少なくなりましたが、長いと感じた人よりも短いと感じた人がいまだに多いということです。この報告書で非常に印象的でした。とにかく、納得がいくまで十分に議論したいという裁判員の態度、事件に取り組む真摯さの表れと言うべきです。あるいは辞退率の関連で考えていたから、報告書では、このことを否定的に捉えられるべきものではないというような扱い方になっています。私からしますと、むしろもっと積極的に評価して、これは褒めるべきであると思います。

評議の期間はともかくとして、辞退率との関連で、裁判の長期化が一つの重要な理由なのではないかという見方で、あるいは何か提案が出るのではないかと思います。どのような提案が出るだろうかということについて、四宮先生、西村先生等、パネリストにぜひお聞きしたいと思います。

辞退率関連でもうちょっとお話ししたいです。ゆうべ夕食のときに、確かに飯先生が辞退率は重要な問題であるというようなコメントをされましたが、すかさずジョンソン先生が、逆説的に、あるいはいじわるのように、飯先生から始まりわれわれ一人一人に、反対尋問のように厳しく追及しました。辞退率は本当

に重要な問題なのですか？ なぜ？ そのような質問の連発でした。そのやりとりで、辞退率を過剰に意識すると、解消のための取り組みで制度の他の面がダメージを受けるかもしれない、と思うようになりました。それで、あらためてジョンソン先生に対して、本当にどう思っているのか、辞退率は本当に重要でないと思っているのか、本音をぜひお聞きしたいのです。

裁判員制度の負担回避の関連で、もう一点だけを取り上げたいです。アメリカにおいて、陪審員裁判の負担、また陪審員裁判の不確定性を回避するために、司法取引を使って有罪の答弁を得るパターンが、非常に多いのです。日本は、非公式な司法取引はこれまでも存在していたとはいえ、正式な司法取引制度は導入されたばかりですし、これまではほとんど使われていませんので、裁判員制度の負担回避のために使われるという発想は現時点で恐らくないだろうと思います。しかし将来的に日本にもアメリカと同じような現象が出たとすれば、それは私から見てそうなってしまうえば大変悲しいだろうと思いますが、果たしてそのような心配はありますでしょうか。

ほとんど時間がないだろうと思いますが、『31の疑問』の第2部は、「裁判員制度を始めることで何が変わるのか」というテーマでした。先ほどのプレゼンテーションで四宮先生は様々な点を紹介されました。取り上げる時間はあまりありませんでしたが、パワーポイントのスライドに、「裁判官のマインドセット」という言葉もありました。裁判官のマインドセットだけではなく、弁護士のマインドセット、検察官のマインドセットがどのように変わってきたのかについてお聞きしたいです。そして本の第4部は「裁判員制度と民主主義」というテーマで、「裁判員制度は民主主義社会に寄与できるのでしょうか」などの問いを取り上げました。特に飯先生とヴァンオーヴェルバーク先生に、これまでの10年

を振り返って見てその点はどうなのでしょう。第4部で提示されたもう一つの問いは、「刑事裁判だけではなく、もっとさまざまな裁判に制度を拡げないのですか」、ということです。10年前、本において四宮先生がその問いに対する意見を述べられました。現時点ではどうなのでしょう。刑事裁判だけではなく、さらに拡がる可能性はあるのでしょうか。

最後に、検察審査会強制起訴制度関連でもう一点だけ。ちょうど改正が施行となった2009年に、トーマス・ブレイクモア先生を偲ぶ会が東京で開催されました。ブレイクモア先生は、長い間東京で弁護士をしておりましたけれども、戦後日本の司法制度改正に深く関わっていました。その当時、占領当局の幹部から、日本には大陪審制度が絶対必要であるという要望がありましたけれども、ブレイクモア氏は、大陪審制度は日本に合わないと思ひ、強く反対しました。しかし、反対だけでは足りず、その代わりとなる代替案も用意しないとイケない、と判断したそうです。その代替案として、検察審査会を提案したということです。その関係もあって、ブレイクモア先生を偲ぶ会に故原田明夫元検事総長が検察審査会のことについて講演をされました。その講演で、原田先生が強制起訴制度の導入を取り上げ、日本の検察官制度に相当強い影響を及ぼすのではないかという懸念を表明されました。その後、検察官のマインドセットには具体的にあまり影響がないようですが、その確認として、マインドセットには影響を及ぼしているかどうかということ、最後の質問とさせていただきます。以上です。ご清聴ありがとうございました。

西村 健

「実務家の立場からのコメント」

西村 こんにちは。弁護士の西村健といま

す。よろしく申し上げます。このお話をいただいたときに、外国の方が3人いらっしゃる。英語でやるのかなと心配していましたが、日本語ということで、ホッとしました。また、3人の外国の先生方は、いずれも、日本文化あるいは日本法に造詣が深いだけではなく、流暢な日本語で話され、とても分かりやすかったです。

最初に、裁判員制度に対して私がどのように考えているのかということ、検察審査会について日弁連がどういう提案をしているかということについてお話しさせていただきます。その後、各報告についてコメントをさせていただきます。最後に、若干の宣伝等をさせていただきます。報告者の方に対する質問については、フット先生が適切な質問をされていますので、時間の関係上省略させていただきます。

まず、裁判員制度のことです。ある新聞記者の方から、「この10年間の裁判員制度に関する判決の中で、一番印象的な判決は何だったのですか」というふうに聞かれたことがありました。四宮さんが指摘された判決もそうなのですが、やはり一番印象的だったのは、今画面に写し出されている最高裁大法廷の合憲判決です。この合憲判決については、四宮さんの報告の中でも言及されていますが、私も、とても重要な判決だと考えています。特に私のプロフィールの中にも書かれていますが、私は、日弁連の中で、陪審制導入を主張してきたグループの一人でした。国民の司法参加導入の是非を巡って議論がなされた司法制度改革審議会が始まった当初は、陪審制は違憲だという有力意見がある一方、合憲であるという明確な意見はそれほど多数ではありませんでした。審議会のヒアリングの際、日弁連は、陪審制導入を主張しましたが、憲法に反する制度導入を主張するなんて、日弁連はどういう了見なのだという趣旨の陰口が一部でささやかれているということ、を漏れ聞い

たことがあります。しかし、この合憲判決は、憲法上、陪審制採用もあり得ることを前提にしたものであるとの解釈が通説と思われる。隔世の感があるので、このようなことを漏れ聞いた個人的体験からも、この合憲判決には感慨深いものがあります。

この合憲判決は、平成23年、つまり、2011年ですが、裁判員裁判が実施されてから2年後に言い渡されたものです。恐らくですけれども、裁判所は、裁判員裁判が実施される前から、弁護人の上告理由の中で、裁判員裁判の憲法違反の主張がなされることを想定し、その際、歴史に残る合憲判断を出そうと考えていたのではないかと思います。そのために、練りに練った判決にしようと考えていたのではないかと思います。この合憲判決は、そう思わざるを得ないようなものです。そこで、この10年を記念すべきシンポジウムにおいて、この合憲判決を少しおさらいすることも有意義かと思えます。

この合憲判決には、例えば、次のようなことが書かれています。欧米諸国においては、「民主主義の発展に伴い、国民が直接司法に参加することにより裁判の国民的基盤を強化し、その正統性を確保しようとする流れが広がり、憲法制定当時の20世紀半ばには、欧米の民主主義諸国の多くにおいて、陪審制か参審制が採用されていた。」「憲法制定当時の政府部内では、陪審制や参審制を採用することも可能であると解されていたことが認められる。」というものです。国民の司法参加が民主主義と関連することに言及するとともに、ディミトリさんがご報告の中で何回か指摘された「正統性」という用語が、この合憲判決で使われています。この点、裁判員法1条では、裁判員制度導入の趣旨として、司法に対する国民の理解増進とその信頼の向上に資するとだけ書かれていて、民主主義についての言及はありませんが、この合憲判決では、裁判員制度が、民主主義や正統性確保とも関

連することが意識されていることとなります。また、日本国憲法制定当時、陪審も参審も可能と判断されていたという歴史的なことも示されています。

次に、合憲判決では、国民が参加すると刑事裁判の過ちが生じるのではないかという点に関し、「刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図ることと、憲法の定める人権の保障を全うしつつ、証拠に基づいて事実を明らかにし、個人の権利と社会の秩序を確保するという刑事裁判の使命を果たすこととは、決して相容れないものではない」とし、その上で、「換言すれば、憲法は一般的には国民の司法参加を許容しており、これを採用する場合には、上記の諸原則—これは刑事裁判の諸原則ですけれども—が確保されている限り、陪審制とするか参審制とするかを含め、その内容を立法政策に委ねている」としています。つまり、民主的基盤の強化ということと、刑事裁判をきちんとやっていくということは、必ずしも相容れないものではないということです。ただ、少なくとも、司法制度改革審議会開始当初、裁判所は、表向き、そのようなことは言っていませんでした。

そして、憲法18条後段の苦役との関連ですが、合憲判決は、「この制度が民主主義の理念に沿って、司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示していると解される。このように、裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり」とまで述べています。つまり、裁判員になることは、選挙権と同じようなものなのだということを言っています。そのような意味で、選挙権行使と同様、裁判員になることは権利行使として重要であるということを合憲判決は述べていることとなります。私は、最高裁の判決を褒めたことはあまりないのですが、この合憲判決は、法には明示的には書いていないことまで述べており、いい判決であると評価

してよいと思います。

次に、話題を検察審査会に移します。日弁連は、2016年の9月15日に提言をまとめています。画面ではやや字が小さくて読みにくいのですが、もし詳細をお知りになりたい方は、日弁連ホームページの意見書欄の中の2016年9月15日のところをクリックしていただくと、意見書の本文及びその理由がアップされています。提言は、運用改善と制度改革の2つに分けられています。運用改善のほうは五つ挙げています。詳細の読み上げは省略しますが、一つ目が被疑者の手続保障、二つ目が被害者の手続参加、三つ目が審査補助員の委嘱件数の拡大、四つ目が審査補助員の手当の適正化、五つ目が検察審査会の情報公開の拡大です。

制度改革に関する提言では、運用改善だけでは達成することができない課題として、六項目の制度改革を提言しています。一つ目が、現在は、審査申し立てされたということ自体被疑者が分からないので、審査申し立てされたことを被疑者に通知する制度とともに、弁護士選任権等の保障を求めるものです。二つ目が、被害者の意見陳述権です。現在は、検察審査会の判断で、被害者から意見を聴くかどうか決めるのですが、これを、権利として保障すべきというものです。三つ目が、審査補助員の複数選任制度です。現在では、審査補助員は1名のみ選任可能ですが、複雑な事件などでは、複数選任可能とすべきという提言です。四つ目が、審査補助員に支給される手当制度を改善すべきという提言です。現在では、検察審査会への出席の際の日当だけでなく、準備作業等に対する報酬等も検討すべきというものです。五つ目が、現在は、検察官を通じて行わないといけない補充捜査を、指定弁護士が直接、検察事務官や司法警察職員に対して指揮できるようにすべきという提言です。

そして、六つ目が、指定弁護士の手当の上

限撤廃です。弁護士が得られる報酬問題で申し訳ないのですが、指定弁護士の手当は、かつては120万円が上限だったのですが、それじゃ安いだろうということで、現在は、315万円まで上がっています。ただ、先ほどのデイヴィッドさんのお話にもありましたように、東京電力の刑事裁判でも、公判だけで2年7カ月かかっています。しかも、公判が始まるまでも、公判前整理手続をやっています。それ以外にも様々な準備が必要です。だから315万円上限というのは、これら全てで315万円なので、数年間の職務とすると、1年間では何十万円ぐらいにしかなりません。とてもじゃないけれども大変なので、ここを何とかしてほしいというのが、弁護士の切実な思いです。以上が検察審査会に関する日弁連の提言の紹介です。

続いて、それぞれの個別報告について、少しコメントを述べさせていただきます。

まず四宮さんの報告ですが、「資料集」収載のレジメの最後のところで、国民が真に統治主体として、裁判員制度に参加できるかどうかは、専門家がオントップではなく、いかにオンタップに徹することができるかという、専門家の自覚にかかっている、と書いてあります。オントップとオンタップという用語の違いは、浅学菲才の私には分かりにくいのですが、要は、人の上に立たずに、専門家は求められたことをきちんとやりなさい、ということだろうと思います。そのようなことができるかどうかは、専門家の自覚に関わっているということは、まさにそのとおりだと思います。法律家、私たち弁護士もそうなのですが、裁判官、検察官が、今後の裁判員制度を成功させていくことができるか、きちんとやっていくことができるかというのは、われわれ法律家の自覚に関わっているということは、まさにそのとおりです。弁護士としても肝に銘じたいと思いますし、ここにも、裁判所関係者、あるいは検察庁関係者

がいらっしやったら、この四宮さんの言葉をちゃんと肝に銘じてやっていただきたいというふうに感じました。

次に、平山さんの報告ですが、その骨子は、性犯罪の事件で厳罰化になっているということと理解しました。裁判官、検察官、被害者、弁護人がこの点をどのように評価しているかということについて、弁護人はあまり評価していないということですが、まさにそうかなというのが私の実感です。ただ、平山さんレジュメでは、弁護士、特に刑事弁護人も、このような厳罰化という流れの中で、きちんと弁護していかなきゃいけないのだよ、という趣旨のことが書かれています。具体的には、「裁判員たちは被告人の更生に大きな関心を有していると言えるから、例えば執行猶予判決を求めるとして、専門機関と連携して、どのような治療更生プログラムを被告人は受けることが可能かなど、具体的なプランを示すことが、弁護人にこれまで以上に求められる」、ということです。被告人の更生を求めるのだったら、単にお涙頂戴とか、言葉だけ反省しているとかいうだけじゃなくて、きちんと今後、更生のためにどのようなプログラムが必要かということを、弁護人自らきちんと考え、示していくべきだということだと思います。最近、弁護士会の中でも、性犯罪だけではないのですけども、更生支援計画としまして、今後の更生の道筋について、きちんと専門家の皆さんと計画を立ててやっていく必要があるとの声が広がりつつあります。そういうものがなければ、適切な判決は受けられないということだと思います。この点に関する平山さんのご指摘は、まさにそうかなというふうに感じておりまして、個々の弁護士が努力するだけでなく、弁護士会もそれを支援していく必要があるというふうに思います。

飯さんの報告ですが、飯さんの報告では、裁判員経験者の方の意見が紹介されるなどされていますが、要は、裁判員経験者の方の声

が生かされなければならないということをも基本的なトーンにしていらっしやると思います。まさにそのとおりです。裁判員経験者の声をお聞きし、それを私たちはきちんと受け止めなければいけないというのは、そのとおりです。弁護士の視点から言いますと、裁判員経験者のアンケートによれば、検察官の法廷技術よりも、弁護士の法廷技術が良くないという結果が続いています。これは重く受け止めなければいけないと思っています。弁護士会では、技術向上のためにいろいろな研修等を行っているのですが、この違いの差は埋めきれれていません。裁判員経験者の方から、裁判所が良かったとか、法廷をこうしてほしいとかいうことだけでなく、弁護士の法廷技術について、ここが分かりにくかったということ、より具体的に指摘していただければと思っています。弁護人よりも数字的には評価の高い検察官であっても、個別事件では弁護人より評価が低いことも多々あり、当事者として、同じ思いかと思えます。

ディミトリさんの報告ですが、朗報がありました。ベルギーでは、陪審制は廃止状態が続くのかと思っていまして、ひょっとしたら復活するかもしれないという情報は朗報です。それはさておき、報告の最後の部分は、これからの10年を見据えていただいています。今日のシンポは、ある意味、振り返りが中心かもしれませんが、振り返るだけじゃなくて、将来のことをも念頭に置く必要があるかと思えます。ディミトリさんは、これからの10年は、司法制度に対するさらなる信頼向上と、そこに由来する民主主義の強化のために勝負の時かもしれません、研究者として注視していきたいと述べられています。研究者が注視する前に、実務家がきちんとやっていかなければいけないというふうに思います。放っておくと、先祖返りする危険性があるからです。例えば、現在、裁判所は、直接主義、口頭主義重視の法廷ができていうふうと言っ

ています。確かに、裁判員裁判が始まった当初は、直接主義・口頭主義の裁判をかなり意識していました。裁判員裁判が始まって2、3年たった頃に、裁判が、実質は調書の朗読会みたいなことになっていた例が一定程度見受けられました。つまり、証人中心の裁判ではなくて、供述調書なり捜査報告書なり、書面を多く採用して、それを法廷で延々と朗読して、それを聞かせるという裁判が、一時期、横行していたようです。それじゃいけないだろうということで、反省の上に立って、今のような、さらに今がいいかどうかはともかく、改善されて、直接主義、口頭主義、証人中心の裁判というのが、反省して行われるようになりました。しかし、放っておくと、実務家というのは元に戻る、先祖返りするので、私たちも気を付けなければいけません。研究者の皆さんからも実務家に対して、あるべき裁判の在り方について、これからも提言等をしていっていただきたいというふうに思います。

ディヴィッドさんの報告ですが、検察審査会の活動で、件数そのものが少ないという指摘がありました。私も同じ印象です。私は、検察審査会の役割がより重要になり、また、権限が強化されたので、被害者の方がこれを利用する割合が増えると予想していましたが、被害者の利用意識が高まっていないように思います。また、被害者支援の弁護士が積極的に審査申立てを勧めるのかなと思っていました。しかし、弁護士会の中で、そのようなことを組織的に行おうという傾向は出ていません。この辺りが、件数が少ないことの一つの要因かなと思っていました。検察審査会の活性化や運用改善等のためには一定数の件数も必要であって、そのためにも、弁護士会の果たすべき役割は重要と思っています。

次に、建議、勧告がここ10年で5件ぐらいしかない指摘されています。確か、検察審査会ができた戦後すぐの当時は、もっと件数があったと思います。不起訴処分の是非に

対する判断が、検察審査会の最も重要な役割ですが、それだけでなく、検察の仕事、権限等について、建議、勧告をしていくことも、検察審査会の大きな役割の一つです。検察審査会に参加される市民の皆さんに、建議、勧告という重要な役割があることを、あらためて再認識していただければと思います。

最後に、私は、複数の新聞社からコメントを求められました。その一つが産経新聞で、5月18日、つまり、今朝の朝刊に掲載されています。タイムリーなので、その記事内容を敷衍して、お話しさせていただきます。

まず、裁判員制度10年がたってどう思いますかということについて、直接主義、口頭主義が徹底され、弁護人には法廷技術が求められるようになった、従前は、検察官の主張に満遍なく反論することが多かったが、被告人側から見た事件の説明が重要、ケースセオリーを公判開始前に確定し、被告人質問や冒頭陳述でも一貫した法廷活動が求められる、法律家同士のあうんの呼吸を捨て、裁判員の常識的な疑問に答えられなければ、主張は伝わらないということで、法廷が本当に変わった、という趣旨のことを述べました。つまり、弁護人の法廷技術の大きな様変わりが求められたということです。

私が弁護士になった当時は、最終弁論なんて、裁判が終わって、証言調書を読み返して書けばいいという発想でした。現在は、それじゃあ、とてもじゃないけど駄目です。集中審理にもなっていて、裁判が始まる時には、最終弁論でどのようなことを主張するかということを確認して、それから遡って、冒頭陳述で何を述べるか、あるいは、証拠調べにどう臨むかという姿勢が必要になっています。なおかつ、それを裏打ちするケースセオリーは、裁判員の方の常識的な疑問にも答えられる内容にしなければ、とてもじゃないけども勝てないということになってきた、ということです。

そのようなことを実践する法廷技術が求められるのですが、法廷技術を磨くため、日弁連は研修を繰り返し行っています。ただ、裁判員制度が始まって10年経過し、所与の前提になってしまっていて、参加者は減少しています。法廷技術を備えた人材の裾野を広げたいということで、裁判員裁判が始まるまでは、新たな制度が始まるということで熱気があったと思います。しかし、裁判員裁判が始まって10年たつと、裁判員裁判の存在が当然の前提になってしまっていて、若い人たちの中に、研修をやっという意欲がやや乏しくなっています。一方、検察庁は組織的に取り組んでいます。弁護士が組織的に取り組むのは困難なのですが、そこをきちんと改善して、人材の裾野を広げていく必要があると思っています。

また、今、振り返ると、裁判員制度導入前は暗黒の時代でした。英語で発表するときは、ダークエイジと言っているのですけれども、まさに暗黒の時代でした。しかし、裁判員制度導入後は取調べが可視化され、身体拘束の在り方が見直されつつあります。公判前整理手続の導入で、証拠開示が一定程度拡充されました。日弁連としては、全ての事件で証拠が全面開示されるべきと考えていますが、昔より改善されました。可視化や身体拘束だけじゃなくて、産経新聞に書かれていないことですが、四宮さんが言っておられた、被疑者国選も導入されました。被疑者国選が導入される前は、私選弁護人を依頼することができない被疑者は、23日間、法的アドバイスを受けることはできませんでした。その上接見禁止が付いたら、誰も会えない、こんな状況でした。まだ不十分な点がたくさんありますが、相当程度改善されたと思います。

有罪率が若干下がっているようです。皆さんの報告でも、フット先生のご指摘もありましたが、あんな程度で評価していいのかということ、まさにそのとおりです。しかし、

若干は下がっているということは、判断の枠組みに地殻変動が起きつつあるということであって、市民参加の効果だと私は考えます。有罪の判断に慣れた裁判官ではなく、先入観のない裁判員にきちんと判断してもらう土壤ができたということだと思います。その土壤を生かすよう、私たち弁護士が頑張らなければいけないということだと思います。

最後の最後に宣伝です。私は、飯さんも指摘していただいた大阪の裁判員ACTに関わっています。明日、5月19日、「お笑いで考えよう、裁判員ってどんなんやろ？」という催しを大阪でやります。日曜日ですが、関西の方がいらっしゃったらぜひ来てください。関西風の漫才のノリの催しで、お笑いもありますので、ぜひご参加いただければ幸いです。以上です。ありがとうございました。



左から 平山真理氏、Daniel H. Foote氏、西村健氏

ディスカッション

平山 それでは「第3部 ディスカッション」に入りたいと思います。最強のコメンテーターお二人にコメントをいただきましたので、我々各パネリストからフィードバックが、もしあれば、そこを聞くこともしたいのですが、

四宮 どうもありがとうございました。フット先生から、たくさんご質問をいただいて、それに答えると、あの本の第2版を出さなけ

ればいけないということになりますので、簡潔にそれぞれ、お答えしたいと思います。

まず裁判員制度は冤罪の防止につながったか、というご質問がありました。無罪率0.6%から0.9%。これは日本の弁護士にとっては大変大きな変化です。アポロ11号のアームストロング船長に、一人の人間にとっては小さな一歩だけれども、人類にとっては偉大な飛躍であるというような言葉がありましたけれども、もちろん無罪率の考え方として、いくつかフット先生がお示しになった、起訴の在り方というのも大きな影響があることも間違いないと思います。

もう一つ付け加えたいのは、例えば覚せい剤の密輸の事件の無罪率です。全体で見ると無罪率は、今ご指摘のあったように0.8から0.9%です。ところが覚せい剤事件に限って、無罪率を計算すると、4%です。桁が違います。そこには先ほど、私が紹介したケースにあるように、一般市民である裁判員たちの、手荷物の中身を知っていたかどうかについての判断に常識が、一般市民の常識が反映された結果ではないかと思っております。その意味でやはり、市民の判断が加わることによって、冤罪防止につながっているのではないかと思います。

それから、辞退率が高まることは悪いことか、というご質問がありました。辞退率が高まることは、民主主義の制度としての正統性という表現は、ディミトリさんのコメントを借用しているわけですが、民主主義の制度としての正統性に、やはり疑問が出てくるのではないかと。しかし世界中の、一般国民が参加をしている国で、みんな喜んで積極的に行っているかという、そうではないようです。例えばアメリカでは、陪審裁判を主宰する裁判官の最大の関心事は、たくさんの州民に来てもらうことだと言っています。では彼らが罰則をどんどん発動しているかという、そうではないという報告があります。罰

則はほとんど使われていないようです。その代わり、裁判官が何をしているかという、丁寧に地道に、陪審制度が、アメリカの民主主義にとってどれだけ重要な制度であるかということ、裁判所に何とか来てもらって説く、というような、地道な方法だそうです。日本でもそれをやっていく他ないと思いますし、そのために大きな力になるのは、経験者の「良い経験だった」という経験談でしょう。そうすると、やはり守秘義務の問題が出てくるということになると思います。

それから、長期裁判を減らす議論への対策はどうあるべきか。司法取引のことも出ました。この10年間の最も長い裁判は、ご案内のとおり207日かかった裁判です。実は裁判員法は、その前に改正されておりまして、長期を要することが事前に分かる事件は、裁判官だけでやることができると改正されておりました。しかし改正後を見ると、裁判官たちは安易にその新しい改正法に寄りかかっていない。改正後、今まで一件もなかったと思います。私は、そのことは高く評価しております。困難な事件であればあるほど、主権者である国民の判断を仰ぐ、参加をしてもらうということが重要だと思います。

それにしても、長期化の問題が、司法取引という新しい問題とどう関わるのか。私には、まだ全く見通せません。ただアメリカの場合と大きく異なるのは、アメリカの場合は自分の罪に関する司法取引という制度があって、アメリカの司法取引の圧倒的多数はその制度の利用だと思います。そうすると、自分の長い裁判が嫌だということで、司法取引に応じるという例がアメリカにはあるのかもしれませんが日本にはない。しかしもちろん、アメリカにも日本の制度のように第三者を巻き込む、共犯、共謀という形で巻き込む形の取引もあるわけですが、また正直に申し上げると、日本ではまだ2件しか司法取引が行われていないので、私もなかなか読めないとい

ころがあります。

それから守秘義務のことで、私に対する直接の質問ではありませんでしたが、裁判所の最近のお話をフット先生は、結構、前向きに評価しておられました。私、裁判所の説明の中に、上から目線のような印象を受けました。つまり説明する場所を設定するから、説明しに来てくださいよ、みたいな感じですね。私は、裁判員が語るということは、裁判員を経験した人が裁判所のために語るのではないと思います。国民主権の制度だと申し上げましたけれども、それは主権者として裁判員として主権を行使してきた、その主権の行使がどうだったかということコミュニティに戻って、自分を送り出してくれたコミュニティに戻って、そこで仲間の主権者たちと情報を共有する、説明するという意味合いで捉えるべきだと思います。

そうだとすると、やはり、頼まれて行くのではなくて自主的に、自発的に、そして場所は設定されたこういう公会堂ではなくて、日々の日常生活の中で、家庭で、職場で、学校で語るということが、主体的な経験の発信の場になって、それが共有されていけば、裁判員という任務の理解につながっていくのではないかと思います。ですから、裁判所もぜひ、そういう発想の転換をしていただいて、もっと自由に、原則自由に語れるような運用にしていただければと思います。

その他は、量刑の点でいうと、大阪の寝屋川事件の判決以降、求刑超えの判決は減っています。最高裁判決の中では、今までの量刑の傾向を共通の認識として出発点とすべきだと言っているだけではなくて、その共通の出発点となるべき量刑の傾向は、なぜそうなったかについてまで説明する、事前に。それは裁判官の役割であるという意見を、主任の判事が述べています。そうすると裁判官が、もちろんそれは密室の評議なので、外からは全く分かりませんが、最高裁判決を知っ

ている全ての裁判官が、そのような説明をしていると推測すると、大きな影響が始まっているのではないかと危惧しています。求刑超えが、私、何でもいいとは言いません。刑が重いのがいいとは言いませんが、しかし裁判員の主体的な、常識に基づいた、裁判官と対等な意見交換に影響がもし出ているとしたら、懸念されることです。時間がありませんので、この辺にさせていただきます。

飯 コメントをいただき、ありがとうございます。私に対していただいた質問の一つ目は、裁判員は守秘義務にがんじがらめになるのではないか、具体的に明確な説明を裁判官から受けているか、というものでした。がんじがらめというのは、意味合いがなかなか難しいですが。5月9日付け朝日新聞で、裁判員経験者748人のアンケート調査結果が掲載されているのですが、評議に関する守秘義務の範囲について、どのように感じていますかという問いへの回答は、「適切だ」76%、「適切でない」17%、「分からない」6%となっています。4分の3ぐらいの経験者は、守秘義務の範囲について適切だと感じているということですね。ただし、適切でないという回答の中には、一定期間後は全て述べてよい、発言者が特定できなければ他人の意見も述べてよいなどの意見もあります。

私が裁判員経験者の方にお話を伺っていると、裁判官の説明はまちまちなようです。法律の条文では、先ほど私がご報告したとおり、評議の経過、意見内容と多少の数、この三つが評議の秘密の範囲になっています。しかし、裁判官に、「評議室で起こったことは全部話さないでください」と言われたという経験者の方に会ったこともあります。そうなりますと、本当に評議はブラックボックスになってしまいます。それではやや広過ぎると思うのです。裁判官には、この法律上の守秘義務の

規定について、明確に説明することが求められると思います。他方、私自身、裁判員経験者の方にお話を聞いていて尋ねてよいか迷うのは、評議の経過です。

評議の経過は、裁判の結論に至る経過、道筋が中心ですが、どの程度のものなのか、私自身、非常に迷ってしまうことがあります。経験者の方に迷惑をかけるのも何なので、何回投票をしたか、どういうふうに付箋を使ったか、ホワイトボードをどう使ったかなどは、ある意味で経過に入ってしまうのかなと思うので、私はあまり聞かないようにしています。ある裁判員経験者で、量刑データベースの利用について感じたことを語りたいと、非常に問題意識を持っている方がいたのですが、私はその点について聞けなかったのです。評議の経過については、もう少し明確に、私自身に対しても、裁判所からご説明いただければと思います。経過は、法律上、守秘義務の範囲から削除しても、私はよいのではないかと、そのほうが分かりやすいのではないかと感じています。

また、評議が何なのか、裁判員経験者の方の中には、そもそもはっきりしないという方がいます。裁判員を経験するのは一般の市民の方です。一生懸命裁判にあたって、公判審理、評議室など、色々なところでの体験が、全体的に裁判員の経験としてとらえられているのです。どこが評議なのかを聞かれても、分かれ目がよくつかない、区切りがつかないという方に、私は何人かお会いしたことがあります。評議室で起こった、どのような話し合いの部分が守秘義務の対象になるのかについて、もっと分かりやすい説明が必要だと思います。

二つ目の質問も難しいですね。裁判官と裁判員が本当に対等な立場で議論できるのかについて、裁判員経験者に対する今年のアンケートでは、「十分議論できた」77.5%、「不十分だった」5.7%、「分からない」15.5%で、

やはり4分の3程度の人は十分議論できたと回答しています。年別に見ますと、だんだんと議論の充実度については上がってきている傾向が見られます。これは恐らく、裁判官が、裁判員法の規定に従って、裁判員が職責を十分果たすことができるように、法律用語の説明などを丁寧に行っている結果かと思われます。また、評議デザインに関する研究会に裁判官も出ており、工夫を重ねています。國井裁判官が有名で、裁判官対裁判員ではなく、色々な職業や経験を持った人が他職種協働で評議するように、裁判官、裁判員にこだわらず、一人一人意見の言いやすい評議を目指しています。裁判官から質問するばかりではなくて、裁判官と裁判員がお互いに議論を言い合えるような環境づくりに配慮している裁判官もいます。

ただし、全員が全員、國井裁判官のような裁判官ではないと思われ、本当に対等な立場で意見交換できるのか、微妙な点は残ると思います。ご承知のとおり、公判前整理手続で、裁判官はあらかじめ、事件の概要に触れているわけです。証拠の採用とか争点について、公判前整理手続に関わった同じ裁判官が、裁判員裁判を担当するので、知識は豊富にあります。そもそも証人を誰にするのかなどの事前の検討の段階に裁判官が関わっていますので、そういった点では、しばしば言われますとおり、公判前整理手続に関わる裁判官と公判に関わる裁判官を変えるということも、一つのアイデアかと思えます。

あと、裁判員制度は民主主義社会に寄与できるかという質問に関連して、「資料集」46頁の真ん中で、アメリカでジョン・ガスティル他の、有名な研究に触れています。すなわち、アメリカでは陪審員制度で陪審員を経験した人は選挙での投票率が高まることを実証的に明らかにした研究です。他方、日本では、裁判員を務めた人の名簿や、選挙に投票した人の名簿などの資料は、多分、入手できない

ので、実証研究は難しいと思われます。ただし、抽象的には、アメリカでいわれるように、民主主義社会をどのようにとらえるのかによるものの、陪審員経験者が、自分のこととして犯罪あるいは司法をとらえていくことが、ひいては民主主義的な社会の方向性にはつながっていく点は、日本の裁判員経験者についても同様ではないかと思えます。

以前、裁判員経験者が裁判員を終えて裁判所からもらう感謝状を見せてもらって、驚いたのは、「皆さまお一人お一人のご意見が、一つ一つの裁判を支え、ひいては日本の社会を支えているのだと思います」と書いてあったことです。裁判所自ら、民主主義的な社会形成に皆さんの経験が役立つのですよ、ということを行っているわけです。

最後の、もっと様々な裁判に制度を拡げないのか、という質問についてです。この点も、新聞社の裁判員経験者アンケートによりますと、追加する方がよいと考える対象事件として、最も多く挙がっているのが「政治家に関する事件」です。また、「被告人が裁判員裁判を希望する事件」、「検察審査会が強制起訴した事件」、「業務上過失致死傷事件」などが、刑事事件では挙がっています。その延長線上に、行政訴訟、民事訴訟もあるでしょう。アメリカの陪審員裁判では、損害賠償請求の事件なども陪審員が判断しますので、民事・行政事件にも拡げることは、方向性として望ましいと思えます。以上です。

ヴァンオーヴェルペーク 短く答えさせていただきます。フット先生の、ベルギーの助言があるかという質問に関して、一言だけ言わせていただきたいと思えます。この事実認定と量刑認定の二つに分かれているということが、事実認定に対して一般市民だけで判断するということが、ベルギーでは重要視されている。なぜかという、いろんな側面があるのですけれども、そこで一般市民

の持つ感情が入って、また直接ベルギーの陪審法の言い方で、確固たる確信、心の奥で感じた気持ちを、素直に表して、いろんな証拠、いろんな公判でのやりとりを聞いた上で、直接の深い感情を表して判断するということが、大事にされている。

日本の裁判員裁判を見ると、どうしてもちょっと、抜けているような感じがしています。冷静にしていけない。客観的な証拠を基に、裁判員がほとんど裁判官になった気持ちでやらないといけない、けれども、プロではないから、できるわけがないというのが多分、大きな、この陪審員と裁判員の違いです。そこであえて、一つの助言を言わせていただければ、なぜ市民が裁判員として参加しているのかということ、もう一度、原点に戻って考える必要があるのではないかと思うのです。そこで、この感情、一般市民としての気持ちと、法律家として、プロの、例えば先例とのつながりとか、一貫性とか、その辺をしっかりと分けて考えると、初めて多分、裁判員制度、または市民参加の付加価値が出るのではないかと思うのです。

もう一つ言わせていただきますと、評議のときに、裁判官が一般市民と一緒に評議すると、そういう一般市民の感情が薄くなるだけではなく、言葉の上でもいろんな問題が生じるのではないかと思えます。僕も皆さんお聞きのとおり、日本語話者ではないので、日本語が一番難しいと感じたことというのは、日本語の中にいろんなレベルがある。例えば、女性言葉もあれば男性言葉もあれば、偉い人と話すときには、また日本語が変わっていくということ。だから裁判官が一般市民と話すときは、あえて一般市民と同じ日本語を話しているかどうかというのは、僕は疑問に思っているのです。だから評議室の中で、そういう日本語を考えたときに、本当に対等に議論できるのかどうかという点に、僕はちょっと疑問を持っています。そこで確かに、裁判員

は別に問題なかった、軌道修正された、まとめ役としての裁判官の役割が重要だったというのは、確かによく耳にする言い方ですけども、同時に、日本語の上ではいろんな言葉で、次元が違っていくと、本当に対等に話ができているのかというのが、僕は疑問に思う。そういう意味で、陪審員裁判という、一般市民だけで話していくと、もっと自由に議論できるのではないかなと思います。そこで量刑で裁判官が入るということは、確かにそこで法律家としての重要な先例だとか、量刑のまとめとか、そこで入るというのは確かに非常に重要な価値があるのではないかなと思います。

平山 じゃあ、ちょうど、会場からデイヴィッド・ジョンソン先生に質問がありますので、それをまず。大変、たくさんの質問をいただきましてありがとうございます。それぞれの先生に振っていきます。

まずジョンソン先生にですけど、Aさんからです。検察によって一度不起訴になった人を、検察審査会で審査し、強制起訴することは人権侵害に当たらないのでしょうか。検察を監視することと、審査されて強制起訴される人の人権とは、どのようにバランスを取っていくべきですか。

ジョンソン 難しい質問ですね。価値はいろいろあって、そのバランスを取るのは決して簡単なことではありませんので。人権侵害と関わるのは、あまりないのではないかと、短く答えます。

平山 重要な質問だと思いますので、ご本人にまとめて頂きましょう。Bさん、時間的にご質問の全部には答えられないと思うので、一つか二つ選択して聞いてもらえますか。

B それぞれ短いコメントに近いです。(以下、要約)

まず、平山教授の報告であるが、裁判員の男女比率を気にしているが、それは男と女で事実認定が違う、あるいは量刑の判断が違うという前提があるから気にするという事にならないか。そうすると、それ自体がジェンダー差別ではないかという、反論が来るのではないかと思われる。もし、分かりやすく、男と女、3人と3人にしましょうとしたところ、次に起こる問題は、農業出身者、個人事業主、会社組織にいる人たち、そういう人たちをバランスよく配置すべきではないかという議論にいつてしまっていて、收拾がつかなくなるのではないか。

それから、被害者が裁判官裁判はいいけれども、市民に審理されるのはちょっと、というのがあると思います。結局、裁判官を信用しているというのが、日本人の特性としてあるのではないかというのが、私のコメントである。

それから、裁判員裁判が始まったことによって、強姦致傷、あるいは強制わいせつ致傷が、強姦、強制わいせつに罪名落ちたのではないかというのがあったが、それは、私の検察官としての経験でいうと、検察官が意識したのではなくて、被害者から(先ほどのコメントと連動しているが)裁判員裁判でやってほしくないから、という意向が時々、出される。そうすると、その被害者の意向を無視してまでその罪名で起訴するというのは、結構、難しい。これは経験者としてのコメントである。

次に飯教授の報告に対して。無罪率が0.6%から0.9%に上昇した、ということであるが、その分母は一体何か。裁判員裁判で起訴された件数、人員、全部をカウントしているのではないか。本来、無罪率というのは、陪審裁判を有するアメリカで示されるように、否認事件についての無罪率を示すべきではないか。そうすると、日本の否認事件を分母に取ると、私の計算では1.6%ぐらいである。それから勾留却下率についてであるが、

表では平成20年（2008年）頃からあったが、実はこれは2007年頃から見ると考える。本日も参加しておられる周防監督の『それでもボクはやってない』が公開されたのは2007年。その頃からだんだん上がり始めた。つまり、裁判官は意識しているわけである。

それから殺人、あるいは殺人未遂の起訴率について。起訴件数が減っているという指摘があったが、それについては別な統計もフォローしないと駄目である。殺意が落ちると傷害致死になる。殺人未遂の場合には傷害罪になる。傷害致死と傷害罪の起訴件数が上がっているかどうかについても見るべきである。それから裁判員裁判による明らかな傾向は、元検察の立場から言うと、量刑不当による控訴は明らかに減った。それは裁判員裁判の量刑を尊重するから。それが飯教授に対しても一つ、スライドで、多数意見に裁判官の意見がないといけないという説明があった。正確に言うと、被告人に不利な判決の場合には、多数意見に裁判官がないといけない。ですから無罪の場合には、裁判員5名だけで出せる、ということを指摘したい。

それからデミトリ教授の報告について。これまで裁判員候補者に選ばれた通知を受けた人が120万人。これで裁判員裁判のことを考えるきっかけになった。それは素晴らしい見方だと思う。一方で、審議時間が長くなった、日数が長くなったところでは、負担が増えているという逆の見方が出てくる。もし120万人のことを考えるのであれば、逆に審議時間が長くなって、それだけ司法と関わりあって、よく理解できるチャンスが増えたという見方もできるわけではないか。これはダニエル・フット教授と同じ見方である。

それからヨーロッパ人権裁判所の判決については理由がないと駄目だというのがあったが、そうなると、アメリカの陪審の評決は、全然、理由が付けられない（一般評決という）。全部ヨーロッパ人権裁判所違反となるわけだ

が、この辺りは結局、国の制度次第であろう。

最後にジョンソン教授の報告についてであるが、検察審査会で、不起訴の中の申立件数の割合を問題にしているが、実は日本の刑事司法の大半は、窃盗であるとか業務上過失致傷、致死であるとか、軽犯罪とか、全て含む。被害者のない犯罪については、申立てがなされることがまずない。だからこれも、分母をもっと詳しく見るべきである。私の把握している統計によると、そもそも「不起訴不当」、「起訴相当」議決として返ってくるものの件数よりも、「不起訴相当」、つまり検察官は正しかった、という議決が圧倒的に多いわけである。そこを忘れないでいただきたい。検察審査会から戻されてきた事件の大半が、交通事故である。交通事故で、通常は2週間ぐらいのけがだと、無条件に不起訴になる。それはむち打ちとかよく分からないけがが多いからである。ところが、その後の診療経過をみると、全治までの期間が長くなっているというのが分かって、検察審査会により戻されると、起訴する。この起訴は罰金を求刑する略式手続で、公判請求ではない。もともと罰金ジャンルのものは罰金での求刑となる。ですから公判だけを見てもらっては困る。再起訴している略式事件が多くある。私の統計では25%から35%、戻ってきた事件のそれぐらいの割合は起訴している。統計の取り方を、より正確に行う必要がある。

平山 Bさん、ありがとうございます。男女比を取ることで自体が、そもそもジェンダーバイアスに基づいているのではないか。そのとおりだと思います。ただ、私はその関心を持ったのは、男性ばかりになった裁判体の裁判員と、女性ばかりになった裁判体の裁判員が、やはり両方の意見が聞きたかったと感じているところに私は注目して、両方の意見、より多様な意見が入った判決を自分たちは出せたということは、裁判員たちが、自分たち

が出した判決への満足度というか、それにつながるのではないかと感じるのです。

恐らくおっしゃるように、男性が例えば性犯罪に甘いとか、女性が性犯罪に対して厳しいとか、一定程度はあったとしても、そんな単純な問題ではないと思います。女性の裁判員でも例えば自分に被告人と同じような年齢の息子がいたり、あるいは娘がいたりする男性裁判員は性犯罪についてどう考えるか。それも全部含めて、男女比、男女だけでは関わってこないと思います。裁判員たちが、より公正な判決に加わったかどうかとを感じる部分においては、特に性犯罪がジェンダーの問題に関わる事件である以上、男女比というのは非常に重要な問題の一つになるのではないかと私は考えた次第です。コメントありがとうございました。

ヴァンオーヴェルベーク 横から入って申し訳ないのですが、ベルギーでは、男性と女性の、陪審員裁判で対等ではないといけないという法律があるわけです。だから男性ばかり、女性ばかりというのができない。昔はできたのですけれども、いろんな問題が生じて、先生がおっしゃるように納得しないとか、バイアスがかかっていると被告人が思って、それで判決に納得できないということから、今から20年前からそういうジェンダーイコールというのを陪審団の構成に課すという法律ができたので、インバランスはあり得ないということなのです。

平山 ありがとうございます。それは性犯罪に限らずですか。

ヴァンオーヴェルベーク はい。全ての陪審員は、女性と男性は対等ではないというか、完全な対等ではないのですけれど、3分の2は駄目だということで、12人中7人まで同じ性で、そういうバランスを取るといこと

が、法的に定められています。結構、公正に厳しいので、いろんな問題が生じているというのが正直なところでですけども、そういう手続的にはとても重要な点です。

平山 ありがとうございます。会場からの質問に、守秘義務について何点か出ています。四宮先生、飯先生、ヴァンオーヴェルベーク先生、どなたかに、Cさんから「守秘義務を法改正して緩和する必要があるのか、運用面で緩和するのか。もし法改正で変えるとしたら、具体的にどういうふうに変えるべきですか」ということを、3人の先生、どなたか、もしよろしければ教えてください。

四宮 譲り合っていないかもしれないので私から。まず、法改正か運用かということですけども、今出席してくださる方が減っている状況を前に、これは裁判所もだいぶ危機感を持っているようですけれども、これを早急に解決するためには、つまり空気を変えるためには、まず運用を改善するのが一番手取り早いのではないかと思います。私、この司法制度改革でたくさんの立法に、外部から関わった経験から申しますと、法律を変えるというのは本当にエネルギーのいることです。ですので、まず運用でいくのがいいのではないかといいということで、今回の報告書でも書いたような形、つまりすでに法律で守秘義務の内容となっているものについては動かさない。ただそれは、例外的に言うてはいけないことが法律に書かれているのであって、原則はしゃべっていいということを明確に伝える。

しゃべってはいけないことは法律では、誰が何を言ったか、それから他人のプライバシー、評議が何対何であったかということなのです。

その他に、飯さんもさっき触れた、「評議の経過」という、何というか漠然とした広い網がかかっています。それをそのまま放置す

ると運用改善にならないので、評議の経過というのは限定的に解釈する。限定の一つの例として、6人の裁判員と3人の裁判官で、この事件の評議の内容として、オープンになったときに不都合がある部分については、その部分は公にしないようにしましょうと、合意した事項に限るというふうに、限定的に解釈をするのがよいのではないかと考えています。

他方で、法改正でいくのであれば、まず一つは誰が何を言ったかについては、個人を特定しての特定の意見の表示は禁止してもいいと思います。他に禁止すべき事項として何が あるか。あとはプライバシーですかね。事件の審理・評議に関わったことによって知った他人の秘密。私はそれぐらいであろうと思います。多数決の結果については、この制度は多数決ですよと、国、裁判所も国民に言っているわけです。多数決の制度ですよと言っているのに、その結果を公表してはいけないというのは私、おかしいと思います。評議の経過はもちろん、守秘義務から外すというのが、立法論としてはよいのではないかと考えています。

平山 四宮先生に対してですが、ちょっと質問をまとめますと、結局、裁判員対象事件は今、かなり減っていますし、起訴率も減っている。犯罪自体が減少しているということが主な原因ならばいいのだけれども、検察が有罪を、有罪率が減ってしまうことを恐れて、意図的に起訴を下げているということであれば、それは問題ですし、最終的にそれは裁判員制度自体の衰退につながるという危険性もあります。この点について、四宮先生にもしご意見があれば、よろしく願います。

四宮 どうもありがとうございます。検察が意図的に起訴を、無罪になる可能性があるから、意図的に起訴を下げているかどうかは、分かりません。先ほど来、いろんな先生方が

統計をお示しになって、数字に動きがあることはそのとおりだと思いますが、検察庁の中でそのようなポリシーが実施されているかどうかについては分かりませんし、ポリシーとしてあるわけではないと、私は想像します。

ではなぜ裁判員事件が少なくなっているかというと、やはり証拠を厳密に考える。今まで厳密に考えなかったとっているわけではありませんけれども、起訴すれば裁判員裁判になるということを考えれば、それは検察官としては当然に、有罪にできるかどうかということを考えなければいけない。それは被疑者の利益を考えても、それはきちんとすべきことだろうと思います。そのようにきちんと考えた結果だとしたら、それはそれでいいことだと思います。そのことは、裁判員制度の衰退につながるかというと、決してそんなことはないと思います。裁判員裁判そのものがなくなるわけではありませんし、経験者の話も伝わってくるわけですし、その結果、公正な裁判というものがこれからも行われていくことは間違いがないと思いますので、衰退につながることはないと思います。

平山 ありがとうございます。ヴァンオーヴェルバーク先生、それからジョンソン先生、それからフット先生に対して、検察審査会に似たような制度が、海外にはありますかという質問です。もし、おのおのの国の事情をご存じでしたら、教えてください。

ジョンソン 僕が知っている限り、ないと思います。アメリカには陪審員裁判があつて、アメリカには大陪審制度があつて、それは不起訴処分を審査するような機関ではありませんので、違うものです。この間シアトルでの話によると、どうも台湾で検察審査会のような改革を考えているところだそうです。しかし、これ以上は存じません。

ヴァンオーヴェルベーク ヨーロッパ大陸でも、あまり聞きませんので、その制度がないと思います。日本とあとアメリカの大陪審のお話を聞くと、ヨーロッパの立場から聞くと、非常に珍しいものです。

平山 それでは、大変多くの質問をいただきまして、ありがとうございます。時間の関係で全部に言及できなくて申し訳ありませんでした。時間となりましたので、ここでシンポジウムを終わりたいと思います。それでは最後に、法政策研究所長の栗田誠先生から、ごあいさつをいただきたいと思います。

栗田 主催者側といたしまして、事務的なご連絡も含めて、お礼と締めくくりのごあいさつを申し上げます。まずもって、本日の国際シンポジウムが成功裏に終了できますことに、厚くお礼申し上げます。国内外からお越しいただきまして、最新の情報を基に、報告やコメントをいただきました先生方は申し上げるまでもなく、本日足をお運びいただきました、多くの皆様方にご参加をいただき、今回のシンポジウムを有意義に実施することができました。長時間のプログラムでございましたけれども、最後までご参加いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日のテーマは、裁判員制度や検察審査会、強制起訴制度でございましたけれども、どのような制度におきましても、完璧なものではあり得ず、どのように慎重に設計された制度でありましても、常に仕組みや運用を見直し、改善していくことが必要であろうと思います。同時に、制度の趣旨や目的が正しく理解され、幅広く支持されることが重要であります。本日のシンポジウムは、そうした努力の一環として、本学法学部の平山教授を中心に企画、実施されたものであります。多くの皆様方のご参加を得て、大変、有意義なものになったと確信しております。

法政策研究所では、このようなプログラムを毎年、学生のみならず地域の皆様向けにも実施しております。今年の秋にも、別のプログラムを実施すべく、現在企画中でございます。詳細が固まりましたら、またご案内をいたしますので、ご記憶にとどめていただければと思います。なお、受付でお渡しした資料の中に、参加者アンケートがございます。差し支えない範囲でご記入をいただきまして、またご連絡先を記入していただければ、次回のプログラムについてもご案内できるものと思います。

最後にあらためまして、本日ご報告、コメントをいただきました先生方に、拍手をもってお礼の気持ちを表したいと思います。また、ご参加くださいました皆様方、関係の教職員、さらに学生のスタッフの皆さんにも感謝を申し上げて、締めくくりのごあいさつといたします。

なお、この後6時からこの建物、11階の会議室におきまして、簡単なレセプションを予定しております。先生方に直接質問してみたいと思われる方、時間のある方、ぜひご参加をいただければ幸いです。以上で閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。



左から 四宮啓氏、飯孝行氏、
Dimitri Vanoverbeke氏、David T. Johnson氏

まとめに代えて 平山 真理

本国際シンポジウムでは、わが国の刑事手続における重要な二つの市民参加制度のこれ

までの10年を総括し、次の10年の展望を議論する中で、似通っている点も多いが、相違している点はもっと多い市民参加制度を有する諸外国の制度も検討しながら議論を進めることができた。登壇者であるフット教授、ジョンソン教授、ヴァンオーヴェルベーク教授はみな日本語に堪能で、海外の研究者を交えながらも通訳なしで報告も議論も行うことができたことも、このシンポジウムが生き活きとして躍動的であったことを支えたと言える。本シンポジウムには130名ほどの参加者を得ることができ、その様子は多くのメディアにも取り上げていただいた。本国際シンポジウムは、公益財団法人社会科学国際交流江草基金からの国際研究集会開催助成と白鷗大学法政策研究所の助成を受けて行われた。また、シンポジウムの実施に際しては、白鷗大学と教職員の方々の多大なご協力を得ることができた。この場を借りて、あらためて感謝申し上げたい。



写真左より、四宮啓氏、西村健氏、飯考行氏、Daniel H. Foote氏、平山真理氏、Dimitri Vanoverbeke氏、David T. Johnson氏
(本稿中の写真はすべて本学広報部による撮影である)